

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和3年10月1日 午前10時～午後4時32分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田 裕達
副委員長 落口 久光
委員 瀬尾 和敬
委員 福田 俊一郎
委員 井上 勝博

委員 下園 政喜
委員 阿久根 憲造
委員 犬井 美香
委員 溝上 一樹

○その他の議員

議員 成川 幸太郎

議員 屋久 弘文

○説明のための出席者

市民福祉部長 小柳津 賢一
市民課長 西田 光寛
主幹兼企画総務グループ長 原 浩一
環境課長 奥平 幸雄
主幹兼生活環境グループ長 村岡 実
保険年金課長 山元 茂
高齢・介護福祉課長 中俣 賢一郎
保護課長 新川 皇祐
子育て支援課長 遠矢 一星
医療福祉対策監 古里 洋一郎
市民健康課長 黒木 諭
主 幹 井上 聡子
障害・社会福祉課長 南 輝雄
障害福祉グループ長 家吉 竜二

税務課長 佐多 誠一
収納課長 山口 隆雄

消防局長 中村 真生
消防総務課長 松下 直生
警防課長 濱田 浩
予防課長 石原 浩之
通信指令課長 坂口 勝彦

水道局長 今井 功司
経営管理課長 橋口 公男
上水道課長 永田 一朗
下水道課長 今村 淳一

○事務局職員

事務局長 道場 益男
議事調査課長 川畑 央

課長代理 前門 宏之
議事グループ員 芦谷 仁美

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	消 防 総 務 課
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 96 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 97 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 105 号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市水道事業会計決算） 議案第 106 号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算） 議案第 107 号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市下水道事業会計決算）	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 課
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 102 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）	市 民 健 康 課
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
	市 民 課
	環 境 課
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 101 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算） 議案第 104 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）	保 険 年 金 課 （ 市 民 健 康 課 ） （ 税 務 課 ） （ 収 納 課 ）
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算） 議案第 103 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算）	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 （ 市 民 健 康 課 ） （ 障 害 ・ 社 会 福 祉 課 ）
議案第 95 号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）	保 護 課
	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日の審査に当たって留意事項を申し上げます。

まず審査は、決算認定議案のみを行い、所管事務調査は行いませんので、質疑をされる場合は、決算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に部長等から決算の概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、課長等から決算内容の説明を受けることとしておりますので、よろしくお願いします。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は委員長において随時許可します。

△消防総務課の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防総務課の審査に入ります。

△議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）議案第95号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）を議題とします。

初めに、決算の概要について、局長の説明を求めます。

○消防局長（中村 真）私から消防局全体の主要施策の成果について概要等を御説明いたしますので、決算附属書の145ページをお開きください。

初めに、予算の執行状況であります。令和2年度の消防局所管の予算現額は17億824万7,000円で、決算額は16億8,516万7,761円でありまして、執行率は98.6%でございます。

主要施策のうち、1の常備消防体制の強化につきましては、火災予防消防及び救急救助体制の充実強化を図るため、車両等の資機材の更新整備を行うほか、消防職員の資質の向上のための各種研修への派遣や防災研修センターの利用促進により防災意識の啓発を図ったところであります。

重点施策として、感染防止衣の購入、救助工作車積載資機材の購入、東部消防署非常用発電設備改修工事等を実施したところであります。

次に、中ほど右側の小さい表になりますが、火災救急救助発生件数であります。火災は40件で前年より1件の減、救急は4,114件で321件の減、救助件数は55件で7件の減となっております。

次の表の消防職員の研修派遣人数であります。人数については表のとおりであり、新型コロナの感染拡大の影響もあり、消防大学校への派遣はなく、県消防学校等へは派遣をしたところであります。

その下の表でございますが、防災研修センター来館者でございます。令和2年度は3,646人の方が来館され、3月末までの累計は4万2,515人となったところであります。

令和2年は、新型コロナ感染拡大の影響もあって、入館者の受付を停止した期間もあり、前年に比較しまして大幅な減少となったところであります。

近年の災害状況を考えますと、一人でも多くの市民に利用していただき、災害時において自分の命は自分で守れる行動につながる取組になるようにしたいと考えておりますが、新型コロナの感染防止対策に十分配慮しながら、今後も同センターの活用につながる方策を講じていきたいと考えております。

次に、2の非常備消防体制の強化であります。消防団の災害現場等における安全管理体制の強化や活動環境の改善に向けた各施設、資機材の更新整備を行うほか、団員の資質向上のための各種研修への派遣、地域住民と一体となった防災環境づくりを目指し、記載の事業を実施したところであります。

また、右の小さな表ですが、消防団員の研修派遣人数について記載してありますので御参照いただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）まず初めに、歳出について御説明申し上げます。

181ページを御覧ください。

9款消防費1項消防費1目常備消防費は、支出済額は13億3,765万3,734円です。右側備考欄になりますが、常備消防一般管理費の事項は、主に、職員159人分の給与費等のほか、消防局全般にわたる事務管理及び庁舎等の維持管理に要する経費などです。

続いて、同じく右側備考欄の常備消防費の区分の下から9行目の常備消防車両管理費の事項では、主に、常備消防車両に対する車検整備及び法定点検、特殊車両である大型車両のはしご車及び高所放水車の保守点検整備業務委託料等でございます。

また、一番下の段の公用車事故による損害賠償金につきましては、発生した2件により支払ったものであります。

1件目は、令和2年9月西部消防署の救急車が串木野新港へ向かう途中、南九州西回り自動車道下り線金山トンネル内で前方の車両を追い越そうとした際、接触、本市の過失割合を100%として、相手車両の修理代金等を支払ったものです。

2件目は、令和2年12月業務で執行中、陽成町の交差点で、左側から右折しようとした相手方車両と接触した事故で、本市の過失割合9割として支払ったものです。

なお、賠償金については、全国主要物件災害共済金の自動車損害共済災害共済金により全額補填されております。

続きまして、同じく181ページの2目非常備消防費は、支出済額は1億5,603万4,596円です。右側備考欄になりますが、非常備消防一般管理費の事項では、主に消防団員1,265人分の団員報酬及び費用弁償等のほか、19節負担金補助及び交付金で、鹿児島県市町村総合事務組合消防補償等事業負担金などが主なものでございます。

非常備消防費区分の右側備考欄の下から5段目の非常備消防車両管理費の事項では、主に消防団関係の車両の燃料及び車検、法定点検、修繕料並びに自動車損害保険料などでございます。

続いて、同じく181ページの下段の3目常備

消防施設費では、支出済額は5,008万9,400円です。

右側備考欄を御覧いただき、常備消防施設費では、東部消防署が開署から37年を迎え、非常用発電設備の老朽化により電源立地等対策交付金を活用して改修工事を実施しました。

183ページをお開きください。

右側備考欄上から2行目の常備消防車両等購入費の事項では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した自動式心肺蘇生器を追加整備しました。

続いて、4目非常備消防施設費では、支出済額は1億4,139万31円です。

右側備考欄になりますが、非常備消防施設費の事項では、高城東分団高城部車庫詰所の新築工事に伴います工事費や耐震性防火水槽2基の新設工事などです。なお、前年度からの繰越明許費で大馬越分団大馬越部の車庫詰所等を新築しております。

非常備消防車両等購入費の事項では、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、緊急防災・減災事業債等を活用し、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ普通積載車3台、小型動力ポンプ3台を更新整備したところです。

また、22節補償補填及び賠償金2万1,000円は、令和元年度に完成予定の大馬越分団大馬越部車庫詰所等が令和2年度へ工事がずれ込み、繰越明許費による繰越金を設定した際、敷地に電柱があり、移設する必要が生じるとして予算計上しましたが、行政財産使用料が支払われておらず、九州電力が移設したため未執行となったものです。

次に、歳入について申し上げますので、決算書の25ページをお開きください。

14款使用料及び手数料1項使用料8目消防使用料では、1節消防使用料のうち消防局所管分は、右側備考欄の行政財産使用料消防総務課分15万7,669円で、九州電力、N T Tの電柱等の使用料です。

続きまして、29ページをお開きください。

2項手数料8目消防手数料1節消防手数料は、調定額及び収入済額158万5,450円で、右側備考欄になりますが、危険物関係手数料

141万6,050円、危険物関係手数料事前調定分16万9,400円であります。

続きまして、31ページをお開きください。

15款国庫支出金1項国庫負担金5目消防費負担金1節消防費負担金は、調定額及び収入済額25万7,817円で、右側備考欄になりますが、緊急消防援助隊活動費負担金です。

次は、35ページになります。

2項国庫補助金7目消防費補助金1節消防費補助金は、調定額及び収入済額20万5,000円で、消防団設備整備費補助金であります。

次は、45ページになります。

16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金1節消防費補助金は、右側備考欄になりますが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金で、調定額及び収入済額は合計1,906万2,000円でございます。

内訳としまして、特定離島ふるさとおこし推進事業では、下甕地域に配備している小型動力ポンプ普通積載車2台を更新整備したものです。補助額は921万3,000円で、補助率は事業費の10分の8です。

続いて、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業では、小型動力ポンプ普通積載車1台と小型動力ポンプ3台を購入したもので、交付額は984万9,000円で定額交付となっております。

51ページになります。

16款県支出金3項県委託金8目消防費委託金1節消防費委託金は、右側備考欄になりますが、権限移譲事務委託金で、花火打上げに伴う煙火消費許可申請の火薬類取締法に関する事務に対する委託金で、平成30年度中の煙火消費許可申請16件に関わる事務委託金で、調定額及び収入済額は16万3,000円でございます。

53ページになります。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入で、右側備考欄になりますが、上から17段目、消防局所管分は、貸家料として自動販売機設置4か所分110万3,053円でございます。

57ページになります。

18款寄附金1項寄附金10目消防費寄附金1節消防費寄附金で、右側備考欄下段にありますように、消防局所管分は1,110万円でありま

す。

73ページでございます。

21款諸収入5項雑入4目雑入1節雑入で、右側備考欄上から18段目にあります消防局所管分は、建物損害保険金から職員宿舍家賃までの7項目で428万4,546円でございます。建物及び自動車損害保険金、外国語119同時通訳業務委託に対する分担金や甕島地域の待機宿舍及び借上型職員待機宿舍9世帯分の実費徴収金、電気料など実費収入金でございます。

最後に、財産に関する調書のうち、消防局所管につきましては、333ページの区分の上から3段目の消防施設に記載してあります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）まず一つ、消防費寄附金について1,110万円ということで、結構高くなっているんですが、これ何件で、どういうところからの寄附なのか、お尋ねいたします。

○消防総務課長（松下直生）寄附金1,110万円につきましては、1,000万円は愛知県一宮市在住の方から、コロナ禍で活動する救急隊に資機材の整備として役立ててほしいということで1件、1,000万円寄附を頂いております。

2件目、100万円につきましては、入来町在住の女性の方が血液に対する病気をお持ちで、救急隊員にたびたびお世話になっていると。その感謝の気持ちを込めて送りたいということで100万円頂いております。

10万円につきましては、東郷町の石油会社の社長様が危険物安全協会の加入者で、危険物安全協会に役立ててほしいということで10万円寄附を頂いております。

以上3件、1,110万円でございます。

○委員（井上勝博）1,000万円というのは愛知県の方ということで、どういう縁があったとか、ふるさとがこちらだとか、そういうことですか。

○消防総務課長（松下直生）100円ショップの共同設立者の御主人様でして、奥様が樋脇町出身ということで、ふるさとに貢献したいということで救急車を寄贈いただきました。その御縁で

今また救急隊の役に立ちたいということで、1,000万円頂いております。

○委員（井上勝博）あとコロナ関係で、自動式心肺蘇生器、6台を購入されておりますが、これは、この新規購入のほかに在庫というのはおかしいんですけど、全体で今何台ぐらいあるものなんですか。

○警防課長（濱田 浩）現在、消防局では実動車の救急車が7台と予備の救急車が1台おりますが、その中で実動の救急車2台、自動式心肺蘇生器は既に持っております。

今回の、救急隊の感染リスクを抑えるということで、令和2年4月に日本臨床救急医学界から院外の心肺停止の患者さんに対応する救急隊が、胸骨圧迫心臓マッサージ、それを機械式でやることによって感染リスクを抑えるということで、今回の自動式心肺蘇生器の推奨をされましたので、今回の購入に至ったところです。

○委員（井上勝博）分かりました。コロナ対策では、今言われた機械の購入で使われたと。このコロナの関係で、不用額が生じたものがあったと思うんですけども、そういうのは分かりますか。不用額の中で、今回4月からの予算ですから、コロナがどんどん感染者が増えていって、いろんな公共施設が使えなくなったりとかいうのがありましたけれども、消防関係でこのコロナの関係で不用額になったものというのは、どのぐらいあるものなんですか。

○消防総務課長（松下直生）不用額はございません。今、議員の質問の自動式心肺蘇生器のほかに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で救急隊のマスク、ゴーグル、フェイスシールドとか、感染防護衣、こういうものを購入いたしております、不用額で購入したというのはございません。交付金で購入いたしております。

○委員（犬井美香）決算附属書の同じく145ページなんですけど、消防職員の研修派遣人数と消防団員の県消防学校以外のその他研修で、研修派遣人数が消防職員のほうは49人増、そして、消防団のほうは6人減ということなんですけど、コロナ禍において本庁舎内の職員の研修もオンラインであったりとか、研修の機会が減ったというふうに聞いていたんですけど、消防職員に関しては、その他研修ということで、ちょっと内容

も教えていただきたいんですが、増えているのは、何かコロナ禍においても、とにかく必要だったということだとは思いますが、何かこう理由がありますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）今回の職員の研修につきまして、大幅に増えてはいるんですけど、それについては救急救命士の再教育ということで、令和2年度、令和元年度に調整した話ではあるんですが、医師会立市民病院が指示病院となっており、その中で再教育の病院実習の受入れ調整がつきまして、令和2年度から救急救命士の再教育ということで病院研修を実施しました。

これに当たっては、コロナウイルスの感染拡大があった中で、医療機関側としても受入れについて御相談をさせていただいてオーケーを頂きましたので、実施したため、こういう大幅な増加になっております。

また、消防団員の方の研修につきましては、消防学校のいろいろな専科教育が中止になりましたので、その分の減です。

○委員（犬井美香）よく分かりました。これからは、では救命士の方々が更にステップアップされているので救える命が増えるというふうに期待しております。

あと、決算書の歳入の74ページに職員宿舍家賃収入が6万円とあるんですけども、年間6万円と考えると、全体の戸数と入居率であったりとか、家賃というのがどのようになっているかというのを少し教えてください。

○消防総務課長（松下直生）家賃収入、6万円につきましては、横浜市消防局のほうへ派遣しております。その宿舍の月5,000円の年6万円となっております。

宿舍等につきましては、官舎が上甕・下甕分駐署管内にありまして、その官舎と下甕地域につきましては、借上型住宅を4人分借りておりますので、そのほうの実費となっております。

○委員（犬井美香）では、6万円というのは、この横浜市の方のものということですよ。上甕と下甕は、その官舎であったり、借上型住宅のほうには入居はされていないということですか。

○消防総務課長（松下直生）入居はしております。

○委員（犬井美香）この家賃収入というのは、

どのような感じですか。

○消防総務課長（松下直生）上甌、下甌の待機宿舍及び借上型の家賃につきましては、実費として薩摩川内市のほうに入るようになっております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、消防総務課の審査を終わります。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△決算の概要について

○委員長（帯田裕達）初めに、決算の概要について局長の説明を求めます。

○水道局長（今井功司）それでは、水道局に係ります決算の概要につきまして説明いたしますので、まず、決算附属書を御準備いただきたいと思います。決算附属書の167ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計からでございます。経営管理課所管分の一般会計についてでございますが、（1）の温泉給湯事業に対しまして繰出金を、また（3）から（5）の水道事業、簡易水道事業、下水道事業の公営企業会計に対しまして負担金、補助金及び出資金を、3事業合計で8億5,495万5,820円支出いたしましたところでございます。

なお、簡易水道事業会計への補助金の中には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴います生活費等の軽減のために実施いたしました水道料金減免によります減収補填分1,218万円が含まれているところでございます。

また、（2）の飲用井戸等整備支援事業につきましては、水道の未普及地域におきまして飲用水を確保するため、家庭用飲用井戸を設置する場合のボーリング工事等の費用の一部補助を令和2年度におきましては1件支出したところでございます。

次に、168ページをお開きいただきたいと思います。

上水道課所管分の一般会計についてでございますが、旧工業用水道施設等の維持管理では、平成25年度をもって廃止いたしました旧工業用水道施設等の維持管理と下之湯が入っております旧総合休養会館の適切な維持管理に努めたところでございます。

次に、169ページを御覧いただきたいと思います。

温泉給湯事業特別会計でございますが、樋脇、入来及び祁答院地域の分湯施設の適切な施設維持管理に努めますとともに、平成29年度から指定管理により運営しております入来温泉湯之山館におきましては、令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の発生前と考えられます令和元年度と比べまして減少することなく同程度となったところでございます。

また、樋脇地域におきまして、配湯管の布設工事等を実施し、分湯の安定供給に努めたところでございます。

次に、170ページでございます。

下水道課の所管の一般会計の概要につきまして説明いたします。

1の地域下水処理事業では、設置後30年経過の永利処理区及び設置後34年経過の鹿島処理区の地域下水処理施設の維持管理を行ったところであります。

171ページを御覧ください。

2の小型合併処理浄化槽整備補助事業につきましては、アの補助基数等の表の中ほどの計の欄にありますとおり、令和2年度におきましては、合併浄化槽設置に対しまして363基分の補助金を、また、くみ取方式や単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるための宅内の配管工事に対します補助を令和2年度から制度拡充いたしまして、87件交付したところでございます。

172ページをお開きいただきたいと思います。

3の特別会計の繰出金では、浄化槽事業特別会計に対しまして繰出金を支出し、4の雨水ポンプ場事業は、公共下水道の供用区域外に設置しております中郷及び平佐ポンプ場の維持管理経費でありまして、大雨時に問題なく運転できるよう適正な維持管理を行ったところでございます。

173ページを御覧いただきたいと思います。

5の都市下水道事業は、川内地域の市街地の公

共下水道の供用区域外にございます四つの都市下水路の維持管理を行ったところであり、6の下水道管理費では、下水道事業の実施に伴います給与費等の支出のほか、既存の専用住宅から下水道への接続に対し10件の公共下水道と接続補助金を交付したところでございます。

次に、174ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計についてであります。1の浄化槽施設管理では、上甕地域の江石地区をはじめとした4地区で整備いたしました市町村設置型浄化槽の適正な維持管理に努めたところでございます。

以上で、一般会計及び特別会計の施策概要を終わります。

続きまして、三つの公営企業会計の決算概要につきまして説明いたします。

まず、水道事業から説明させていただきます。別冊となっております令和2年度水道事業会計の決算書を準備いただき、10ページをお開きいただきたいと存じます。

1、概況の(1)総括事項のうちイの業務量であります。当年度末におきます給水件数は、前年度比1件の増、給水人口は615人の減となり、給水人口の減少傾向が続いているところであります。また、総有収水量は、前年度比1.75%増となり、有収率の増減はございませんでした。

次に、ハの経営状況であります。営業収益は前年度比7.78%減、営業費用は前年度比2.82%増となり、その結果、差引き営業利益は前年度比67.75%減の7,908万4,370円となったところでございます。

営業外収益は、前年度比6.31%増、営業外費用は前年度比8.56%減となり、営業利益から営業外収支を加減した経常利益は、前年度比45.24%減の1億8,104万6,967円となりました。

これに特別損失を減じ、当年度純利益は、前年度比45.23%減の1億8,101万957円となったところでございます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして生活費等の軽減のための実施いたしました水道料金の減免によります営業収益の減収が主な要因であると考えているところでございます。

水道事業におきましては、今後も昨年度策定い

たしました経営戦略の進捗管理を行いますとともに、効率的な維持管理によります経費削減に取り組むなど、企業として経済性を発揮しながら、市民の皆様に安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、水道事業でございます。

続きまして、簡易水道事業でございます。

令和2年度の簡易水道事業会計決算書別冊となっております。簡易水道事業決算書の10ページでございます。

簡易水道事業につきましては、令和2年4月1日に公営企業会計に会計制度を移行しましたことから、今回の決算審査から公営企業会計決算として審査をお願いするものであります。

1、概況の(1)総括事項のうちイの業務量であります。当年度末における給水件数は、前年度比16件の減、給水人口は169人の減となり、給水件数、給水人口とも減少傾向が続いているところでございます。

また、総有収水量は、前年度比1.22%減、有収率は1.8ポイント減少したところでございます。

経営状況でございます。営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は1億7,801万6,091円となり、営業損失から営業外収支を加減した経常利益は3,815万3,837円となったところでございます。

これに特別利益を計上し、特別損失を減じた当年度純利益は3,600万2,487円となったところであります。

簡易水道事業におきましても、公営企業会計への移行に伴いまして持続可能な事業経営を行うため、投資更新計画を実行するための経営戦略の策定に取り組みまして、企業としての経済性を発揮しながら、甕島地域の市民の皆様に安全で安心な水を安定的に供給し、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、簡易水道でございます。

最後になります。下水道事業であります。別冊となっております下水道事業会計決算書を御準備いただき、12ページでございます。

下水道事業につきましても、令和2年4月1日

に公営企業会計に会計制度を移行しましたことから、今回の決算審査から公営企業会計決算として審査をお願いするものでございます。

1、概況の(1)総括事項であります、下水道事業におきましては、公営企業会計の制度移行に伴いまして、公共下水道事業特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の4事業を統合いたしまして、地域の特性に対応いたしました効率的で適正な生活排水処理を推進し、快適な生活環境の提供と水質改善を図るため、施設の効率的な維持管理及び下水道管路工事等を実施したところであります。

イの業務量についてであります、当年度末におけます排水戸数は、前年度比3件の減、接続人口は14人の増となったところであります。また、総有収水量は、前年度比0.05%減、有収率は2.2ポイント減少したところでございます。

経営状況でございますが、営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は5億993万4,204円となり、営業損失から営業外収支を加減いたしました経常利益は6,822万5,240円となりました。

これに特別利益を計上し、特別損失を減じ、当年度純利益は9,503万6,973円となったところでございます。

下水道事業におきましても、公営企業会計への移行に伴いまして、持続可能な事業経営を行うため、投資更新計画と、それを実行するための経営戦略の改定に取り組みまして、企業としての経済性を発揮しながら、快適な生活環境の提供と水質改善を図り、なお一層の市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長(帯田裕達)引き続き、当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長(橋口公男)歳入歳出決算書の89ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費で、備考欄の下から6行目、上水道課分の支出済額は24万5,680円で、旧工業用水水源池と上水場の除草作業業務委託が主なものであります。

次に、143ページをお開きください。

4款2項4目地域下水処理費の支出済額は1億3,067万1,940円です。

備考欄を御覧ください。事項下水処理施設管理

費では、永利浄化センター維持管理業務委託ほか7件、鹿島地区圧送管仮設工事、事項、小型合併処理浄化槽整備補助事業費では、上下水道温泉事業窓口等関連業務委託、小型合併処理浄化槽設置整備補助金363件が主なものであります。

145ページ、事項浄化槽費は、浄化槽事業特別会計への繰出金となります。23節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等の還付金が多かったため執行はありませんでした。

次に、147ページをお開きください。

4款3項1目水道費の支出済額は127万6,000円で、温泉給湯事業特別会計への繰出金と飲用井戸等整備支援事業補助金1件分であります。

次に、177ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の支出済額は7,891万2,253円です。事項下水道管理費では、職員8人分の給与費、公共下水道等接続補助金10件分、事項都市下水路管理費では、住連木1号幹線人孔改築工事。事項ポンプ場管理費では、中郷ポンプ場、平佐ポンプ場維持管理業務委託ほか3件が主なものであります。

次に、217ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費の支出済額は8億5,495万5,820円です。内容は、水道事業会計、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の負担金、補助金、出資金であります。

歳出は以上であります。なお、50万円以上の流用はありません。

次に、歳入について説明いたします。

17ページをお開きください。

14款1項3目1節衛生使用料で、備考欄の下のほうになります。水道課分は、永利及び鹿島で供用しているコミュニティプラントに係る下水施設使用料です。

収入未済額の30万4,550円は、全額下水施設使用料分であります。

21ページをお開きください。

6目3節都市計画使用料は、備考欄の一番下、下水道課分でガス管等の占用に係る都市下水路占用料であります。

27ページをお開きください。

2款3目1節衛生手数料の備考欄、一番下になります。下水道課分は、浄化槽清掃業許可申請手

数料であります。

その下、2節督促手数料は、下水処理施設使用料に係る督促手数料で、収入未済額が3,900円であります。

33ページをお開きください。

15款2項3目2節清掃費補助金のうち、下水道課分は小型合併処理浄化槽設置補助事業に係る地方創生汚水処理施設整備推進交付金であります。

35ページをお開きください。

2款6目2節都市計画事業費補助金のうち下水道課分は、雨水ポンプ場事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

41ページをお開きください。

16款2項3目3節清掃費補助金のうち下水道課分は、県の浄化槽整備事業交付金であります。

53ページをお開きください。

17款1項1目1節土地建物貸付収入は、備考欄の下から11行目、上水道課分で、旧工業用水道事業跡地及び樋脇町下之湯公衆浴場の電柱に係る貸地料であります。

55ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち下水道課分は、備考欄下から6行目、下水道整備貸付基金に係る利子収入であります。

財産に関する調書について説明いたしますので、333ページをお開きください。

行政財産の欄、下から4行目、簡易水道施設であります。令和2年4月に簡易水道事業特別会計から簡易水道事業会計に移行したことから、土地建物がそれぞれゼロに減少し、決算年度残高はいずれも空白となっているところであります。

その下、その他の行に下水道課の財産があります。土地の決算年度中の減のうち6万1,497.97平米、建物非木造の決算年度中の減のうち5,186.81平米が下水道事業会計に移行したことから、それぞれ減少いたしました。

次に、336ページをお開きください。

下から4番目、下水道課分の県環境保全協会出捐金について記載があります。

341ページをお開きください。

一番下の下水道整備貸付金について記載があります。

349ページをお開きください。

下水道整備貸付金について説明いたします。

(5)の貸付けの状況は、令和2年度での新たな貸付けはありませんでした。令和2年度に7件、158万8,600円の償還があり、令和2年度末の貸付額は376万5,000円となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま、当局の説明がありましたので、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（犬井美香）決算附属書の170ページの地域下水処理事業の中で鹿島処理区、先ほども御説明があったと思うんですけど、建設年度が古いということで設置から34年でしたかね、たって古いということで、加入率というのは100%になっているようなんですが、使用料の徴収率というのが61%というふうになっているんですけども、ここは何かこう理由があるのかどうかということと、今後、維持管理費だけが膨らんでいくような気もするんですが、今後どのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせください。

○下水道課長（今村淳一）今の犬井委員からの御質問ですが、使用料徴収率が61.3%と低いのはなぜかという御質問でした。

こちらに関しましては、計算式が使用料徴収戸数を計画戸数の400で割っておるものですから61.3%となっておりますが、実際は加入していらっしゃる方から全部取っておりますので、ここは100%と考えてよろしいかと思います。

それともう一つの御質問の老朽化しているのも、これからどうするのかというところなんです。こちらに関しましては、鹿島の皆様が今使っている施設のことで、これをどうにか今後も使っていくために我々も検討しておりまして、今この施設を新しく再構築していくための方策を考えております。

それには多額の経費が必要になってくるものですから、施設のダウンサイジングとか、場所をちょっと移して、簡単な施設に変えるとかというのを今計画しているところです。

○委員（井上勝博）新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水道料金の減免が行われまして、1,218万円減収になったということです。それは、感染症対応地方創生臨時交付金を使ったということですが、10ページのところで、給水収益が大幅な減少となったのは、この感染症に経済

的負担の軽減を図るというふうに減額されたというふうに言っているんですが、この1,218万円というのは交付金を充てたわけですね。そうすると、減収というふうになったというのは、どうということなのかなと思うんですけど。

○水道局長（今井功司） まず、この水道事業につきましては、今、委員がおっしゃられた1,200万円の減収分の補填は簡易水道事業分でございます。水道事業も減免をしておりますが、水道事業につきましては、水道事業会計内の財源で対応するというので、一般会計からの補填はなかったということで、簡易水道事業会計の1,200万円につきましては、一般会計から補填をしていただいて、一般会計の補助金にその交付金を活用して補填していただいたということでございます。補填は簡易水道事業会計のみです。

○委員（井上勝博） 一般会計の減収補填というのは、金額的には幾らだったんですか。

○水道局長（今井功司） 結論から申しますと、一般会計からその補填をしていただいたのは、その簡易水道事業の1,218万円だけでございます。

○委員（井上勝博） そうすると、一般会計という水道会計の中で減免したんだけど、その分を減収という形にしたということになるわけですね。その金額をちょっと知りたいんですけど。

○水道局長（今井功司） では、申し上げます。水道事業のほうの減免額は、金額でいきますと約1億5,000万円の減免をしたところでございます。その1億5,000万円を水道事業の事業内で経費削減等をして、数年かけて対応するというので補填は頂かなかったということでございます。

○委員（井上勝博） 本当にこの減免というので、実際請求書を見て助かったという方の声というのがあるんですね。だから、コロナ禍というのは、この年度だけじゃなくて、今年までずっと続いているわけですので、やっぱり減免を続けてほしかったなと思っているんですが、この1億5,000万円というのに国の地方創生臨時交付金をなぜ使えないのかなというふうに思うんですが、どうなのでしょう。

○水道局長（今井功司） この臨時交付金の補助対象外ではございません。これらを補填する経

費は。ただ、市が全体的に事業を展開いたしましたので、そういう財源を使いましたので、その財源調達の中で、こちらの水道事業関係の補填の対象、市としての対象にならなかったということで御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） そうすると、財政課のほうで配分をしたということになるわけですが、水道の関係というのは、非常に低所得の方々がすごく助かるものでもありますので、引き続き減免をするということは、やっぱりこれは減免されているわけ、この会計は。今年はやってないんですけれども。まだコロナ禍は分かりませんので、今後もこの減免というのは考えていただきたいという要望です。

○水道局長（今井功司） 今、引き続きということで御発言がございましたが、コロナの減免をしない場合の収益につきましては、純利益は3億円ほどで推移をしておりました。その関係で令和2年度につきましては、その今後の事業で調整しようということでしたけれども、これを更にまた減免をするとなると、後年度の事業にもちょっと影響がございまして、そこについては令和2年度に限って今考えているということで御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 令和2年度については減免された。令和3年度はできなかった。しかし、コロナはこれからも分からないという状況ですので、これはやっぱり財政との一般会計との関係で、やっぱり要求して、繰り入れていただくように要求するということもできないということですか。

○水道局長（今井功司） 要求自体ということとは不可能ではございませんけれども、市全体としてコロナ対策に取り組んでおりますので、水道事業については、令和2年度の減収で対応できたんですけれども、それが3年、4年となりますと、先ほど言いましたとおり、削減の幅が大きくなりますので、市としては、経済対策等を重視して予算化したと考えておりますので、要求をしたとしても市の方向性として、そういうふうに整理されるのかというところはちょっと難しいと考えておまして、水道事業については令和2年度にかけてということに、今、考えておりますので、そこは御理解いただければ非常にありがたいと思うんです。

○委員（犬井美香）ちょっと教えてください。

小型合併処理浄化槽整備補助事業に関連してなんですけど、公共下水道事業認可区域など以外における小型合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付ということになっているんですけど、この認可区域内に住んでいる方とか、これから住まれる方は全て加入とか、接続というような流れになっていくのかというのがもし分かれば教えてください。

○下水道課長（今村淳一）小型合併処理浄化槽の補助金が出る対象区域といいますのが、下水道事業を実際実施している区域以外になります。ですので、下水道事業区域内で、今、そこにお住まいになられる方は、下水道が来ていけば下水道につないでいただくことになるんですけども、工事の関係でまだ届いていない方も、実際います。そういう方は補助金がない状態で合併浄化槽をつけられたりというのも事例としてあります。

ですので、下水道が完全に整備されますと、その合併浄化槽から切り替えていただいて、下水道につないでいただくことになっております。

○委員（犬井美香）下水道が今敷かれているところに住んでいる方々というのは、今から途中から住まれる方というのは、そうやって途中からの接続になると思うんですけど、もう今現在も何年も住まれている方々というのは100%接続はされているんでしょうか。

○下水道課長（今村淳一）残念ながら、まだ、そこまではいっておりません。これ下水道事業のほうでも説明することになると思うんですけど、よろしいでしょうか。すみません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第96号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第96号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）歳出から説明いたしますので、226ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の支出済額は3,946万1,591円であります。

備考欄を御覧ください。事項、温泉管理費の経営管理課分では、お客様センターへの窓口等関連業務委託が主なものであり、上水道課分では職員一人分の給与費、さざらし中継タンク清掃業務委託ほか3件、市比野地区配湯管の布設替工事、温泉用源泉ポンプの備品購入が主なものであります。

5款1項1目予備費は、充用の必要が生じなかったため、執行しておりません。

次に、歳入について説明いたします。224ページを御覧ください。

1款1項2目分湯使用料は、1節が現年度分、2節が滞納繰越し分です。樋脇、入来、祁答院地域の分湯使用料であります。収入未済額は83万1,920円となっております。

3款1項1目1節は、一般会計からの繰入金です。4款1項1目1節は、前年度からの繰越金、5款3項1目雑入は原子力立地給付金であります。228ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、収入総額4,168万7,000円、歳出総額3,946万2,000円で、歳入歳出差引額は222万6,000円となりました。

翌年度へ繰り越す財源はありませんので、実質収支額は1,000円未満を切り捨てて222万5,000円であります。

次に、334ページをお開きください。

財産に関する調書について説明いたします。

（4）物件のうち普通財産及び行政財産の温泉権の増減はありませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第97号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第97号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）歳出の説明をいたしますので、235ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の支出済額は965万907円であります。上甕地域における戸別合併処理浄化槽維持管理業務委託が主なものであります。

未執行について説明いたします。

9節旅費は、上甕支所で各業務の対応をされ、水道局からの出張が不要となったものであります。

23節償還金利子及び割引料は、過年度使用料過誤納等による還付金がなかったことによるものであります。

3款1項公債費の支出済額は、1目元金及び2目利子の合計で253万2,650円となっております。

次に、歳入について説明いたしますので233ページを御覧ください。

2款1項1目1節浄化槽配水施設使用料は、当年度の施設使用料と滞納繰越分であります。8万7,260円が収入未済となっております。

2款2項2目1節は、当年度と滞納繰越分の督促手数料で1,400円が収入未済となっております。

4款1項1目1節は、一般会計からの繰入金であります。

237ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、歳入総額1,218万4,000円、歳出総額も同額で、歳入歳出差引額はゼロ円であり、実質収支額もゼロ円であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第105号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市水道事業会計決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第105号剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市水道事業会計決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊となっております水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

（1）収益的収入及び支出の収入決算額は18億2,529万4,400円で、支出の決算額は15億7,480万7,658円であります。

（2）資本的収入及び支出の収入の決算額は2億9,352万7,533円で、支出の決算額は10億5,395万6,157円であります。

表の下にあります、資本的収支で不足する7億6,042万8,624円は、記載してありますように、各財源で補填をしております。

3ページ、4ページの損益計算書は、経営状況について局長から概要説明がありましたので省略させていただきます。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について増減があったものについて説明いたします。

6ページの利益剰余金のうち減債積立金2億7,972万5,000円を取り崩し、未処分利益剰余金では、減債積立金取崩分2億7,972万5,000円と当年度純利益1億8,101万957円が増加しております。

下段の表を御覧ください。

剰余金処分計算書案であります。剰余金処分については、未処分利益剰余金4億6,073万5,957円を議会の議決を得て自己資本金への組入れと、減債積立金へ積み立てをし、処分をしようとするものであります。御承認方をよろしくお願いいたします。

7ページをお開きください。貸借対照表になります。資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産は、令和2年度の建設改良費で、取得した固定資産を科目別に計上しております。

(2)無形固定資産は、電話加入権、水利権であります。

以上、固定資産合計では166億3,590万5,744円です。2、流動資産は、(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で16億9,032万777円であります。

8ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は、(1)企業債と(3)引当金の合計で44億7,519万4,979円であります。

4、流動負債は、(1)企業債から(5)その他流動負債までの合計で5億5,622万8,399円となっております。

5、繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益化累計額を加減し、23億3,085万3,218円となっております。

固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計で73億6,227万6,596円であります。

9ページをお開きください。

資本の部、6、資本金は、自己資本金で99億5,501万8,008円、7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金で、合計は10億893万1,917円であります。

資本金、剰余金の資本合計は109億6,394万9,925円となり、資産合計と負債資本合計ともに183億2,622万6,521円であります。

12ページをお開きください。

職員に関する事項です。令和2年度は、令和元年度より二人増の30人です。また、下の表、水道事業支弁職員は、損益勘定所属職員と資本勘定所属職員、計27人で、前年度と比較して一人増となっております。

13ページから17ページは、改良費の概況となっております。

17ページを御覧ください。排水管布設替事業等の件数は62件で6億9,786万7,500円であります。

18ページを御覧ください。

業務料と給水人口から有収率まで示してあります。

20ページをお開きください。

企業債の状況になります。令和2年度の借入額は2億7,910万円、償還額が2億7,972万5,056円です。当年度末企業債残高は46億6,742万273円となり、前年度より62万5,056円の減となっております。

22ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書であります。1の業務活動分が、収益的収支による現金の増減、また、2の投資活動及び3の財務活動分が資本的収支による現金の増減であります。資金が2億5,184万2,121円増加し、前年度からの繰越現金と合わせて期末残高が16億2,292万329円となっております。この現金残高が7ページ、貸借対照表の現金預金と一致するものであります。

23ページから26ページまでは、収益的収支及び資本的収支の明細書であります。

27ページをお開きください。

(1)有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。

上の表の④の年度末現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償還未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表の(1)有形固定資産と一致するものであります。

下の表(2)無形固定資産の水利権には、川内川水利権申請に係る委託料を記載してあります。

次に、29ページから38ページまでは、地域別の企業債明細書となっております。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質問願います。

○委員(井上勝博) 先ほどの質問で有収率についてですが、類似団体と比べて本市はどうなんでしょうか。

○上水道課長(永田一朗) 有収率については、

令和元年度は89.4%で、令和2年度も89.4%ということで、本市の上水道についての有収率はそういう形なんですけど、水道局の決算資料3というのが別冊で一応資料がございます。その13ページと14ページを御覧ください。

ここに、県内都市経営分析一覧表という形で、県内の市町村の有収水率というのが一番下のほうに記載してございます。一番左のほうに薩摩川内市89.4%ということで、あと鹿児島市のほうが91.9%、鹿屋市が81.1%という形等で、隣接する阿久根のほうが81.2%、あと出水が77.2%、ずっといくといちき串木野市が89.9%という形で、薩摩川内市の有収水率89.4%については、上位のほうに位置しているのかなという形でございます。

○委員（福田俊一郎） まず、総有収水量が、前年度比増加をしていることに対しまして、当局の、水道局の御努力が認められるところであります。

また、先ほど一般会計の中で質問がありましたけれども、給水収益が今回減免対象、これは新型コロナの感染症対策として減免対象になり、4か月分が減額された中で、先ほど1億5,000万円という答弁がなされたところです。

簡易水道につきましては、1,200万円を一般会計から補填されたということでありますし、また、コロナ対策の地方創生交付金については、充当できないということでありましたから、一般会計からの持ち出し、繰入れという形になったんであろうというふうに思うところです。

そもそも水道事業につきましては、公営企業会計、独立採算性を導入しているわけでありますから、今回、更新投資等については、水道料金によって進めていかなきゃならないわけであります。

先ほどこの減額分につきましては、経費によってこれを削減していくというような自助努力をされるということであったんですけれども、先ほどの簡易水道のように、一般会計からの補填がなぜ水道事業についてはできないのか。この辺についてまずお尋ねしたいと思います。

○水道局長（今井功司） 一般会計から公営企業会計に支援するというか、繰り出すというものについて繰出基準というものがございまして、水道事業に関しましては、水道事業が消防の消火栓

を維持管理していますので、それに見合う消火栓維持に係る経費と、あと人件費の児童手当に対する一般会計からの支援ということで、ルールは決められており、それ以外につきましては、ルール化されていないことがございまして、支援は今いただいていない独立採算性のほうで対応しているということです。

○委員（福田俊一郎） ただ、今回の場合は、新型コロナ対策ということで、今までにないこういった対応に迫られた中で、今局長が言われたように、本来なら独立採算性の下、やはり料金にはね上がらないような対応をとっていくべきでありますけれども、コロナ対策でやむを得ず減額措置されたところでもありますから、ある意味政策的に福祉的な対応をとられたというようなふうにも思えます。

そうした場合、ルールがあるというふうにお話をされましたけれども、福祉的なこういう減額をされた際には、何らかの対応ができないものか。一般会計なりあるいはほかの、先ほど国の地方創生交付金については充当できないということでありましたけれども、何か対応ができないものか。将来的には、また、こういった感染症対策、こういった問題が出てきた際には、また水道料金の減免と。これが目の前の直前の減免はありがたいですけれども、最終的には料金に跳ね返ってくるわけありますので、こういう特殊な場合の対応については、何かこう研究を今後、水道局としてもしていただければありがたいなと思っておりますので、これは意見として申し上げます。

○委員（井上勝博） 先ほどの説明の資料を見るのが物すごく遅くて、今分かった。それで、薩摩川内の有収率が89.4%で、その隣が鹿児島市が91.9%で、鹿児島市の場合は、本市の人口の5倍ぐらいあるわけです。しかし、有収率は非常に高いという。だから、老朽管が本市はまだ相当多いということの意味しているのかなと思うんですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○上水道課長（永田一朗） 委員がおっしゃるとおり、今計画的に漏水管の更新の工事を進めております。その部分等々、あとそれがまだ古いところがあって、漏水があるということ等で、その率が下がっているという形で一応考えていますので、その有収水率をまた上げるには、やっぱりこ

の給水管、配水管の更新の工事をやっていかないといけないかなという形で考えております。引き続き行っていきます。

○委員（井上勝博）すんくじらをつくじるような質問ですけれども、要するに89.4%というのは変わらなかったと。しかし、今工事は相当していますよね。7億円近いお金を使っていますよね。

それは、やっぱりなぜなのかということについては、分析というのはされているのでしょうか。

○上水道課長（永田一郎）令和2年度も老朽化率18.8%でお答えしております。

それと、耐震の適合率についても、令和2年度で34.1%という形で、先ほどもお話ししましたが、その更新をすることによって、その率が上がっていくと考えております。

○委員（井上勝博）私の質問が悪かったのかと思うんですけど、有収率が変わらなかったという、変わっていませんということだったんですけど、しかし、配管の交換とかというのは、相当やっているわけです。だから、相当やっている割に有収率が引き上がらないというのは、ほかに要因があると考えていいのか。そこら辺の分析を教えてください。

○上水道課長（永田一郎）排水管の布設替えというものを一応40年たっている部分を中心に行っていくという部分とやっているんですけど、漏水の部分がその配水本管の部分だけではなくて、それからの家庭への給水管というのがございます。その部分の漏水という部分等も多く見られますので、その部分がこの有収率を余り変更させていない要因になっているのかなという形では考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については、剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を

行います。

まず、本案のうち令和2年度薩摩川内市水道事業剰余金処分についてを採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和2年度薩摩川内市水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第106号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第106号剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男）別冊となっております簡易水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

（1）収益的収入及び支出の収入の決算額は3億2,685万5,337円で、支出の決算額は2億8,579万2,387円であります。

（2）資本的収入及び支出の収入決算額は1億2,157万6,200円で、支出の決算額は1億9,040万4,041円となります。

表の下を御覧ください。資本的収支で不足する6,882万7,841円は、記載してありますように、各財源で補填をしております。

3ページ、4ページの損益計算書は、経営状況について局長から概要説明がありましたので省略させていただきます。

5ページをお開きください。

剰余金計算書について、当年度増減があったものについて説明いたします。

自己資本金は一般会計から出資金を2,257万1,000円受け入れ、また、6ページ、利益剰余金のうち未処分利益剰余金では、当年度純利益3,600万2,487円が増加しております。

下の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金3,600万2,487円を議会の議決を得て建設改良積立金に積立てをし、処分をしようとするものであります。御承認方、よろしくお願いいたします。

7ページをお開きください。

貸借対照表になります。資産の部、1、固定資産の1、(1)有形固定資産は、令和2年度の建設改良費で取得した固定資産を科目別に計上しております。固定資産合計は28億3,815万7,806円であります。

2、流動資産は、(1)現金預金から(4)有価証券までの流動資産合計で1億3,691万7,313円であります。

8ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は、(1)企業債で7億526万8,606円であります。4、流動負債は、(1)企業債から(5)その他流動負債までの合計で1億3,390万6,187円となっております。5、繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金収益から累計額を加減し、14億6,103万4,790円となっております。

固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計は23億20万9,583円であります。

9ページを御覧ください。

資本の部、6、資本金は、(1)自己資本金で6億3,590万3,210円です。7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計で3,896万2,326円であります。

資本金、剰余金の資本合計は6億7,486万5,536円となり、7ページの資産合計と負債・資本合計とも29億7,507万5,119円であります。

12ページと13ページは、職員に関する事項であります。

13ページを御覧ください。

令和2年度末で甑地域の支所職員を含めて合計32人です。下の表、簡易水道事業支弁職

員は、上水道課二人、上甑支所一人、下甑支所二人の合計5人です。

14ページ、15ページは、改良費の概況であります。

15ページを御覧ください。

排水管布設替事業等の件数は17件で1億87万7,200円です。15万円から17万円の工事は、契約繰越しとなっております。

16ページを御覧ください。

業務量を給水人口から有収率まで示してあります。

18ページをお開きください。

企業債の状況になります。令和2年度の借入額は3,550万円、償還額が7,242万2,113円です。当年度末残高は7億7,297万4,391円となり、前年度より3,692万2,113円の減となりました。

20ページをお開きください。キャッシュフロー計算書になります。

1の業務活動分が収益的収支による現金の増減、2の投資活動分及び3の財務活動分が、資本的収支による現金の増減であります。

資金が7,843万1,700円増加し、前年度からの繰越現金と合わせて期末残高が1億198万7,632円となっております。この期末残高が7ページ、貸借対照表の現金預金と一致しております。

21ページから24ページまでは、収益的収支及び資本的収支の明細書であります。

25ページをお開きください。

有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。表の④の年度末残高、現在高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高がそれぞれ7ページの貸借対照表の有形固定資産と一致するものであります。

次に、27ページから32ページは、地域別の企業債明細書であります。

○委員長（帯田裕達）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）今回のこの簡易水道については、逆にその有収率が減っているということで、1億円のお金で配管の工事はしているんですが、先ほどの話にあった、やはり給水管の側に問題が

あるんじゃないかという話ですが、これは同じことが言えるんでしょうか。

○上水道課長（永田一朗） 今回、甌島の簡易水道事業において有収率のほうが82.8%から81.0%に一応減少してございます。この大きな原因については、昨年の7月3日から6日の豪雨、あと9月7日の台風10号による水道管の配水管の損傷が下甌の手打及び鹿島のほうにおいて起こりまして、そのときに漏水した部分が、その有収率に一応影響しているという形で下がっているという形のものが大きな要因でございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案の令和2年度薩摩川内市簡易水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和2年度薩摩川内市簡易水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

△議案第107号 剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市下水道事業会計決算）

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第107号剰余金処分及び決算の認定について（令和2年度

薩摩川内市下水道事業剰余金処分及び令和2年度薩摩川内市下水道事業会計決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経営管理課長（橋口公男） 別冊の下水道事業会計決算書1ページをお開きください。

（1）収益的収入及び支出について、第1款公共下水道事業から第4款漁業集落配水事業の四つのセグメントに分かれております。

2ページ、収入合計の決算額は9億3,201万589円で、下の表、支出合計決算額は8億1,078万6,363円であります。

3ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出の収入合計決算額は7億1,778万7,750円で、下の表、支出合計決算額は9億6,158万6,296円となります。

表の下です。資本的収支で不足する2億4,379万8,546円は、記載してありますように、各財源で補填をしております。

5ページ、6ページの損益計算書は、局長から概要説明がありましたので省略させていただきます。

7ページをお開きください。

剰余金計算書について、当年度増減があったものについて説明します。

自己資本金は、一般会計から出資金を1億8,468万1,000円受入れ、また、8ページ、利益剰余金のうち未処分利益剰余金では、当年度純利益9,503万6,973円が増加しております。

下の表、剰余金処分計算書案を御覧ください。

剰余金処分については、未処分利益剰余金9,503万6,973円を議会の議決を得て建設改良積立金へ積立てをし処分をしようとするものであります。御承認方よろしくお願いいたします。

9ページをお開きください。

貸借対照表について説明いたします。資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産は、令和2年度の建設改良費で取得した固定資産を科目別に計上しております。固定資産合計は137億4,585万7,586円であります。

2、流動資産は、（1）現金預金から（3）貯蔵品までの流動資産合計で2億4,112万1,408円であります。

10ページを御覧ください。

負債の部、3、固定負債は、企業債が54億1,397万2,122円であります。

4、流動負債は、(1)企業債から(4)その他流動負債までの合計で4億7,314万6,206円となっております。5、繰延収益は、(1)長期前受金と(2)長期前受金、収益化累計額を加減し、60億4,191万1,330円であります。

固定負債、流動負債、繰延収益の負債合計は119億2,902万9,658円であります。

11ページをお開きください。

資本の部、6、資本金は、自己資本金で13億8,600万7,056円となっております。7、剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金で、合計は6億7,194万2,280円であります。

資本金剰余金の資本合計で20億5,794万9,336円となり、9ページの資産合計と負債資本合計ともに139億8,697万8,994円であります。

14ページ、15ページは、職員に関する事項です。

15ページを御覧ください。

令和2年度末で甑島地域の支所職員を含めて合計27人です。下水道事業支弁職員は、下水道課職員の3人です。

16ページから18ページは、改良費の概況です。

管渠築造工事等は、17ページの一番下、26件で2億6,854万1,380円、処理場工事等は18ページの一番下、12件で2億3,167万8,830円です。

19ページをお開きください。

業務量を全体計画面積から減収率まで示してあります。

23ページをお開きください。

(2)企業債の状況になります。令和2年度の借入額は、2億7,770万円、償還額が3億9,689万4,374円です。当年度末残高は58億1,778万9,989円となり、前年度より1億1,919万4,374円の減となりました。

25ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書であります。1の業務

活動分が収益的収支による現金の増減、2の投資活動分及び3の財務活動分が資本的収支による現金の増減であります。

下から3行目です。資金は1億4,431万4,373円増加し、前年度の繰越現金と合わせて、期末残高が2億247万4,264円となっております。この期末残高が、9ページの貸借対照表の現金預金と一致するものであります。

26ページから34ページまでは、収益的収支及び資本的収支の明細書であります。

35ページをお開きください。有形固定資産明細書は、1年間の固定資産の増減及び減価償却費の明細であります。表の④の年度末残高、⑦の減価償却累計、⑧の年度末償却未済高が、それぞれ9ページの貸借対照表の有形固定資産と一致するものであります。

次に、37ページから44ページは、四つのセグメントごとの企業債明細書であります。

○委員長(帯田裕達) ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○下水道課長(今村淳一) 先ほど井上委員のほうから質問がございました、接続率の件をここで御説明させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長(帯田裕達) どうぞ。

○下水道課長(今村淳一) 別冊になっております水道局決算資料の決算資料3というものがあるんですが、そちらの下水道事業分の2ページになります。下水道普及状況調べということで、各公共下水道事業、特環、農業集落、漁業集落といまして、セグメントごとの接続率を一番右側の列の水洗化率というところに表示してございます。

こちらのほうに公共下水道事業の川内処理区では、現在、令和2年度で区域内に住んでいらっしゃる人口と接続をされている人口の割合で55.94%となっております。残念ながら100%ではございません。

○委員長(帯田裕達) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決に入りますが、本案については剰余金処分と決算の認定の二つの表決が必要となる案件でありますので、それぞれについて採決を行います。

まず、本案のうち令和２年度薩摩川内市下水道事業剰余金処分について採決します。本剰余金処分を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本剰余金処分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和２年度薩摩川内市下水道事業会計決算について採決します。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

○委員長（帯田裕達）以上で、水道局の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は１３時とします。

～～～～～～～～

午前１１時４９分休憩

～～～～～～～～

午後 １時 開議

～～～～～～～～

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第９５号 決算の認定について（令和２年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）審査を一時中止しておりました議案第９５号を議題とします。

初めに、決算の概要について、対策監の説明を求めます。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）各会計歳入歳出決算附属書の５７ページを御覧ください。

市民健康課の令和２年度決算額は１２億６,１９８万７,８６７円となっております。

主な取組でございますが、まず１の保健・医療体制の整備、救急医療体制の充実では、休日及び夜間における救急医療を確保するため、病院群輪番制及び共同利用型病院運営事業によりまして市民への救急医療の提供に努めるとともに、一次救急医療体制の充実や休日・夜間の小児重症患者の対応のため、川内市医師会等に対し、その運営の一部を助成しております。

また、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進するため、地域周産期母子医療センターとして認定されております済生会川内病院に対し、運営の一部を助成しております。

次に、５８ページから６０ページでございますが、３の健康づくりの促進では、乳幼児・妊婦の健診事業、健康教育等のほか、健康増進法に基づくがん検診、健康相談等を実施しております。

４の感染症等予防対策では、乳幼児期、青少年期及び高齢者の感染症等を予防するため、定期予防接種及び任意予防接種を実施しております。

６１ページを御覧ください。

下段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、ワクチン接種が円滑に行われるように、川内市医師会、薩摩郡医師会及び医療機関など関係機関で構成する新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を設立し、実施計画を策定、その実施計画に基づき、現在までワクチン接種を進めております。

続きまして、６２ページを御覧ください。

国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の決算状況でございます。

まず、令和２年度決算額は８億９,６８２万４,４４１円となっております。

１の国民健康保険直営診療所の運営管理では、主な取組として、里診療所をはじめとし、６診療所の管理運営を行い、特定離島ふるさとおこし推進事業及び国民健康保険調整交付金事業を活用して、医療機器及び巡回診療車の整備等を行っております。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）まず、歳出について説明いたしますので、決算書の１３３ページ

をお開きください。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費のうち、市民健康課分は6 億3,727 万5,425 円で、事項、保健衛生一般管理費の主なものとは職員39 人の人件費など、事項、予防接種事故救済措置費は、予防接種事故の被害者1 名に対します障害年金が主なものであります。

135 ページをお開きください。

事項、保健対策推進事業費の主なものとは、食生活改善推進事業に伴う推進員への謝金など、事項、地域医療対策費は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への繰出金や病院群輪番制病院運営事業に伴います補助金等が主なものでございます。

なお、鹿児島県が事業主体でございます甕島4 地域におけます、特定診療科巡回診療につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして未実施となっております。

次に、2 目保健センター管理費は4,982 万1,722 円で、事項、すこやかふれあいプラザ管理費は、施設の維持管理に係ります委託料やすこやかふれあいプラザ大会議室空調設備改修工事が主なものでございます。

事項、保健センター管理費は、本土地域4 か所、甕島地域2 か所の保健センター等の維持管理に係る委託料、下甕国民健康保険健康管理センター基本設計業務委託が主なものでございます。

次に、3 目保健指導費は2 億3,626 万9,809 円で、事項、保健指導費の主なものとは、健康管理システム等保守委託及び同システムの賃借料であります。

事項、母子保健事業費につきましては、137 ページを御覧ください。中段にあります妊婦・乳幼児健康検査に係る委託料や不妊治療費等助成金が主なものであります。

事項、健康増進事業費は、胃がん検診などの業務委託料が主なものです。

4 目予防費のうち、市民健康課分は感染症等予防費で3 億3,862 万911 円で、各種予防接種に係る委託料、予防接種に伴う補助金が主なものでございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、令和3 年度へ繰越しをさせていただいております。

次に、歳入について説明いたしますので、

15 ページをお開きください。

13 款 2 項 2 目 1 節保健衛生費負担金は、未熟児療育医療に伴う所得に応じた保護者の自己負担金です。

17 ページをお開きください。

14 款 1 項 3 目 1 節衛生使用料は、すこやかふれあいプラザ及び樋脇保健センター利用に伴う施設利用料が主なものでございます。

31 ページをお開きください。

15 款 1 項 2 目 2 節保健衛生費負担金は、未熟児療育医療に係る国庫負担金でございます。

33 ページをお開きください。

同じく、2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金は、保健事業、コロナ対策を含みます母子保健衛生費補助金、産後ケア事業に係ります妊娠・出産包括支援事業に対する補助金、産婦健康診査事業への補助金、それから新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保に対する補助金でございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金、補助率10 分の10 につきましては、歳出に合わせまして、令和3 年度へ繰越しさせていただいております。

39 ページをお開きください。

16 款 1 項 2 目 1 節保健衛生費負担金は、未熟児療育医療に係る県の負担金であります。

41 ページをお開きください。

同じく、2 項 3 目 1 節保健衛生費補助金は、7 件が市民健康課分で、主なものとしましては、風疹対策予防に伴う疾病予防対策事業費等補助金、それから予防接種事故被害者への障害年金等に対する予防接種事故救済補助金、一般健診などの健康増進事業に係る補助金、それから入来・祁答院地域の緊急医療施設への補助事業に係る共同利用型病院運営事業補助金でございます。

49 ページをお開きください。

同じく、3 項 3 目 1 節保健衛生費委託金は、医師免許等の交付などの業務に係る県からの権限委譲事務委託金であります。

51 ページをお開きください。

17 款 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入の市民健康課分は、備考欄の中段あたりにあります、すこやかふれあいプラザの自動販売機設置に係る貸家料であります。

57 ページをお開きください。

18款1項3目1節保健衛生費寄附金は、新型コロナウイルス感染防止対策への活用を目的としました寄附金でございます。

65ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の市民健康課分は、備考欄の中段からちょっと下になります4件分、実習生受入謝金、保健センターに係る光熱水費等実費収入などであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）いつも言ってることでありますけれども、今回の予算というのは、新型コロナ感染が大流行したということで、どういうふうに予算が使われたかということになるわけですが、以前から検査体制の問題というのを言ってきました。なぜかっていうと、新型コロナの特徴が、無症状の方が感染を広げていると。そこで早く感染者を見つけるということがやっぱりこれは感染予防の鉄則だと。だからこそ、あちこちにサーモメーターが置いてあったりして体温を見るわけですが。

しかし、通常の症状が出る感染症と違って、症状が出ない感染症でもあるということから、全国的には広島県のように大規模な検査をしているところもあるし、鹿児島県内でも南九州市では検査費用の一部を負担するという予算なども組んでいるわけですが、本市でも検討はされているというふうには聞いてるんですが、なかなか前に進まなかったのはなぜかっていうことについて、もう一度確認をしたいと思うんですけど。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）これまでも一般質問等で同じような形での御質問をしていたいておりますけど、本市としての考え方は、これまで一般質問等でお答えしているとおり、無症状者の感染者のほうを確認するということにつきましては、定期的なPCR検査というのは、まず、医療機関のほうに大きな負担になるということと、感染拡大防止についての効果というのに幾つかやっぱり課題があるんじゃないかということで、本市としては、現在まで実施していないところでございます。

県内の自治体で、幾つかそういうことを実施してるというのはお聞きしておりますし、検討した

ことはございますが、以上のような取組で、実施してないところでございます。

なお、医療機関につきましては、これまではワクチン接種について、現在もですけど、多大な貢献をしていただいているところでございます。

○委員（井上勝博）実際、民間業者に委託して検査する方法というのもあると思うんです。そういったことも、なぜ検討ができなかったのかというふうに思うんです。

それに、全ての方を、無症状の方を早く見つけるということで、全てを検査するということ言ってるんじゃないんです。例えば、出水市では、これは霧島もやってます——新規の入院者、それから老人福祉施設、高齢者福祉施設に対する新規の方、その方は検査をして、やはり外から持ち込まないようにということもやられているわけで、いろんな形があったと思うんですけども、しかし、そういうことが他市と比べてできてなかったっていうのはちょっと指摘したいと思います。

○委員（犬井美香）決算附属書の58ページの3の健康づくりの促進の中の（2）のイで、甑地域の妊産婦健康診査旅費等助成事業が——こしき子宝支援事業ですね——あるんですけども、申請人数が、里が4名、下甑が7名。ただ、宿泊費等の助成泊数は、里が19泊で下甑が1泊というのは、何か分かりますでしょうか。原因というか。要因というか。

○市民健康課長（黒木 諭）井上主幹が回答いたします。

○主幹（井上聡子）人にもよりますが、日帰りで受診をされる方、それから、こちらに御実家等があられて、御実家等に宿泊される方もいらっしゃいます。その方にもよるんですけども、泊があった場合は泊の領収書をもって申請をされますので、地域的な差というよりは、その方個人の状況の差によるものと考えております。

○委員（犬井美香）では、宿泊施設の領収書を持ってということでもいいんですか。分かりました。

あと、計12名利用されてるということで、決算資料の1の3ページの中で、38万4,000円の助成をしたというふうになっているんですけども、ここで提案というか、要望というか。

今回は巡回診療というのを島内でも未実施とい

うことだったんですけど、診療所には医師と歯科医師は常駐、眼科とか皮膚科とか耳鼻咽喉科は専門医が来島しての巡回診療という形に恐らくなっていると思うんですけども、ちょっと先生方の費用というのが、もし差し障りなければ、巡回診療にかかっている費用、お一人当たり幾らとかでもいいんですけど、ちょっと教えていただけるとありがたい——未実施なんで今回、出てないんですけど。

ちょっと出てないので、この38万4,000円の助成があったんですけど、産婦人科系の先生が結局こちらにしかないから、大きなお腹を抱えてだったりとか赤ちゃん抱えて健診に行ったりしなければいけないという中で、実はちょっと別の委員会でも言ったんですけど、甑の、特に転勤族の方々が、そういうちょっと大変な思いをしてまで島で妊娠をしたくないというか、その期間はやっぱり妊娠をちょっとためらってしまうというようなお話を聞いたんです。ですので、この助成額と、先生方の月1回ぐらいの頻度で十分だと思うんですけど、巡回診療という形で、何か産婦人科の先生方にももし声をかけていただいて、相殺してあまり変わらないであつたりとか少し少なくなるようなものが見えてくれば、島でも、子育てはすごくしやすいというふうにもよく聞きますので、妊娠をためらうことなく安心して健診とかも受けられるのかなとちょっと思ったものですから、もし先生方の費用が分かれば教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭） 今の御質問の、まず、特定科の巡回診療については、これは県と日本赤十字病院さんが主体となっていていて、基本的には眼科、耳鼻科、皮膚科の、いわゆる年に一回だけ行く事業でございますので、初診で効果がある科目を限定して事業を実施されると。妊婦になりますと、やはり妊婦さんの状況であつたりお腹の子どもとの状況といった、かかりつけ医のカルテに基づいた診断がないと、ちょっと年に1回の巡回的診療では効果が薄いのかと思います。

ちなみに、昨年度は、巡回診療3科で市の費用としては70万円をお支払いしております。

○委員（阿久根憲造） ちょっと一個だけ調べ忘れたというか、見落としのものがあって、予算

措置について執行状況を尋ねたいんですけども。

決算附属書の57ページの（3）予防接種事故の救済、これが134ページの決算書のほう、障害年金という形で551万円執行されてるんですけど、これって本市で予防接種事故で障害が出た方がいらっしゃって、そういった方々に何か具体的に執行されたのか。それとも、年金を掛けた金額なのかということだけ、ちょっと後学のために教えていただければと思います。

○市民健康課長（黒木 諭） この予防接種事故の被害者1名に対する助成については、旧川内市で昭和49年に予防接種を受けられた乳児の方が、その後、症状が出られまして、国のほうで、市にも予防接種の事故があつたときの審議があるんですけども、そこで調査をかけ、県、そして国に上げて、その中で認定を受けたということで、その後もうずっと、障害年金を含めて、医療費も含めて、国が2分の1と県、市が4分の1ずつ負担をしているというものでございます。

○委員（阿久根憲造） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（井上勝博） ちょっと2点ほど。

健康増進事業法に基づく各種検診がコロナの影響を受けているかどうかということをおちょっと確認したいのと、それからあと、それぞれが、例えばコウノトリ支援事業では実際に補助金を出して何人が妊娠されたとかっていうふうになるんですが、幾つもある感染症のもので、実際に感染したかどうかということについては、これは市のほうでは把握してはいないということなんですか。どうでしょう。

○市民健康課長（黒木 諭） 健康増進事業に係る令和2年度におけるコロナウイルスの影響としては、やはり健診等の率が若干下がったりとか、訪問による相談、指導というのが若干できない。そのような中、来庁していただいての面接であつたり電話での相談、指導というのは、一生懸命頑張らしまして、その数字についてはあまり下がっていないところでございます。

あと、妊婦の方がコロナに感染した方がいらっしゃるかどうということについては、市では把握してないところでございます。

○委員（井上勝博） 新型コロナウイルスに感染したのは、毎日毎日一人、二人とかって出るわけ

ですけれども、例えば子どものインフルエンザ予防接種なんかを受けてるわけですが、実際の通常の季節性のインフルエンザが何人ぐらい感染者、この年度に出たのかとかという数値は市では分からないということですか。

○市民健康課長（黒木 諭）昨年度の流行期にかかるインフルエンザについては、北薩圏域では1名でございました。

○委員（井上勝博）通常年度というか、その前の年度はどうなんですか。

○市民健康課長（黒木 諭）前年度は約千七、八百名、例年その程度だと思うんですけど、その数字が昨年は1名という状況でございます。

○委員（井上勝博）そうすると、季節性のインフルエンザが激減するっていうのは、やっぱり、よく言われてることですけども、マスクをしたりとか消毒したりとか、そういうことで新型コロナ対策を打ったことが、インフルエンザは言わば抑えることができた。しかし、新型コロナについてはそう簡単ではないんだという理解でよろしいんですか。

○市民健康課長（黒木 諭）インフルエンザは、まず昨年度の予防接種率は、やはりコロナがちょっとインフルエンザ流行期前に感染拡大しまして、感染症への危機感というところからインフルエンザの接種率も上がっております。あわせて、やはりインフルエンザというのは、今、委員おっしゃったとおり、マスクでありましたり手洗い、それから手指の消毒というのが効果が見られてるんじゃないかなと考えております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第102号 決算の認定について
（令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第102号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭）まず、歳出について説明いたしますので、決算書の298ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、6億1,152万8,187円で、甑島の各診療所の運営費、職員39人の人件費、看護師等の月額会計年度任用職員33人の人件費が主なものでございます。

次に、2目研究研修費は、766万5,807円で、上甑診療所医師住宅屋根防水工事、それから300ページを御覧ください。上段の郡医師会等への負担金が主なものでございます。

2款1項1目医療用機械器具費は3,690万5,283円で、X線CT装置保守点検業務委託や上甑診療所一般X線撮影装置一式などの備品購入など、医療用機械類の整備及び維持補修が主なものでございます。

同じく、2目医療用消耗機材費は3,530万4,668円で、注射器や医療用酸素などの医科及び歯科の消耗品、臨床検査業務委託などの委託料が主なものでございます。

同じく、3目医薬品衛生材料費は1億9,282万3,456円で、各診療所における医薬品購入費が主なものでございます。

次に、2項1目給食総務費は54万7,570円で、上甑及び手打診療所の入院給食に伴う消耗品、調理器具の備品購入が主なものでございます。

同じく、2目給食用材料費は458万9,548円で、同じく上甑、手打診療所の入院給食用の賄い材料費でございます。

次に、4款1項1目元金639万3,790円、2目利子106万6,132円は、長期債償還に伴う元金及び利子であります。

次の6款1項1目予備費につきましては、手打診療所医師住宅整備に係ります基盤改良工事等に充用しております。

次に、別冊の議会資料、50万円以上の節間流用一覧を御覧ください。

本課分は、1ページの4番及び5番の2件であります。

まず4番は、上甑診療所の看護師不足を解消するため、派遣により看護師を確保することとなつたため、事項、一般管理費の委託料から役務費へ65万6,000円の流用を、5番は電子カルテ

システム更新に伴います費用内訳が変更になったため、事項、一般管理費の備品購入費から委託料へ55万円流用し執行したものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、292ページをお開きください。

1款診療収入は、1項入院収入、2項外来収入で、それぞれ各保険者からの診療報酬や自己負担金等です。

なお、1項1目一部負担金におきまして、2万2,070円の収入未済がございますが、うち1万7,000円は、入院していた御本人が死亡された後、配偶者が分割納付を継続されておりましたが、昨年、配偶者が亡くなったことから親族に連絡を取っている案件、また5,070円については、入院患者が亡くなられた後に相続人が相続放棄をされたものでございまして、これにつきましても、納入に向け、現在、親族に連絡を取っているところでございます。

次に、294ページを御覧ください。

3項その他収入は、各種検診や予防接種の受託料等であります。

2款使用料及び手数料は、医療従事者の住宅使用料、診断書作成手数料等であります。

なお、1項1目施設使用料の280円の収入未済につきましては、未納であったため納付書を発行しましたが、出納閉鎖中、納入が間に合わなく収入未済となったものでございまして、これは令和3年6月7日に納入済みでございます。

4款県支出金は、医療機器整備等に係る県の特定期間ふるさとこし推進事業補助金です。

7款繰入金は、一般会計、それから特別会計からの繰入金でございます。

8款1項1目繰越金は、令和元年度からの繰越事業でございます手打診療所医師住宅設計業務委託の財源繰越金であります。

9款2項2目雑入は、296ページを御覧ください。各施設の嘱託医の業務受託料、それから保険適用外の医療用の消耗品等に対する収入でございます。

10款1項1目1節施設整備等整備事業債は、手打診療所医師住宅整備に係る過疎対策事業債であります。

次に、実質収支について説明いたしますので、302ページをお開きください。

歳入総額9億338万6,000円、歳出総額8億9,682万4,000円、歳入歳出差引額656万2,000円で、これは年度内の完成が見込めなかったことから、令和3年度へ繰越いたしました手打診療所医師住宅整備事業に係る財源繰越金でございまして、実質収支額についてはゼロ円であります。

次に、財産に関する調書につきましては、市民健康課分が車両類1台の増、衛生医療機器類が5件の増等を338ページに記載してございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

初めに、決算の概要について、対策監の説明を求めます。

○医療福祉対策監（古里洋一郎）各会計歳入歳出決算附属書の68ページを御覧ください。

障害・社会福祉課の令和2年度決算額は、42億850万3,902円となっております。

主な取組につきましては、1の市民相談に関することでは、安全な消費生活の確保のため、消費生活相談員の配置や、弁護士会、司法書士会など

関係機関との連携を図り、各種相談を実施しております。

2の共に支え合う地域福祉社会の形成事業では、災害時の人的被害を減らすために、災害時要援護者避難支援計画に基づき個別支援計画を策定し、支援関係者全体で情報の共有化を図っております。

次に、69ページを御覧ください。

生活困窮者自立支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響に係る生活困窮者への新たな支援として、緊急生活支援を行っております。

3の一般障害者自立支援事業では、重度障害者及び障害児に対してタクシー等料金の一部を助成しております。

70ページを御覧ください。

4の障害者自立支援事業では、介護給付、訓練給付等を行っております。

詳細につきましては、72ページまで記載してあるとおりでございます。

次に、72ページを御覧ください。

中段の5の重度心身障害者医療費助成事業では、重度の心身障害者の医療費の助成を行い、6の特別障害者手当等給付事業では在宅の重度障害者に対し手当を支給し、福祉の増進を図っております。

次に、73ページを御覧ください。

7の障害者の自立支援の充実では、障害者の社会参加を促進するため、社会参加支援事業のほか、障害者相談支援事業、地域活動支援センター事業等を実施しております。

74ページを御覧ください。

8の障害児の発達支援では、心身に障害のある児童を対象に、児童発達支援事業及び放課後デイサービス事業等を実施しております。

75ページを御覧ください。

11の女性・家庭・児童相談事業では、要保護女子の相談に応じ、必要な指導・助言を行い、また家庭における人間関係の健全化及び児童療育の適正化など、家庭児童福祉の向上を図るための相談、指導援助を行っております。

76ページを御覧ください。

12の災害援助援護対策では、火災等の罹災者に対して、応急的に必要な援護を行っております。

次に、介護保険事業特別会計になりますが、障害・社会福祉課分の決算額は2,274万7,407円で、1の高齢者等の権利擁護支援で

は、成年後見制度の普及・啓発・相談、法人後見事業等を行う権利擁護センターの運営助成を行っております。

2の任意事業では、成年後見制度利用支援事業として、高齢者が地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行っております。

なお、介護保険事業特別会計につきましては、高齢・介護福祉課のところで審査していただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）それでは、まず、歳出から説明いたしますので、決算書の99ページをお開きください。下のほうになります。

2款1項12目市民相談交通防犯費のうち、本課分は400万3,649円です。消費生活相談員の報酬、無料法律相談業務の委託料が主なものでございます。

次に、113ページをお開きください。中ほどから下にかけてになります。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、本課分は3億7,544万4,297円です。

事項、社会福祉管理運営費は、社会福祉事務専門員及び行政事務専門員の報酬・職員給与費、社会福祉協議会運営補助金が主なものです。

次に、事項、社会福祉施設管理費のうち、本課分は、次のページになります、社会福祉施設の維持管理経費が主なものでございます。

次に、事項、生活困窮者自立支援事業費です。相談支援員の報酬、生活困窮者自立相談支援事業業務委託等、社会福祉協議会緊急生活支援金補助金、住居確保給付金、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

続きまして、3款1項2目身体障害者等福祉費は37億8,131万2,733円です。

事項、一般障害者自立支援事業費は、職員給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、点字プリンター等の備品購入、障害者団体への補助金等が主なものでございます。

次に、事項、障害者（児）自立支援事業費は、障害認定審査会委員、嘱託医、専門員の報酬、医療型短期入所事業所整備補助金、施設入所支援等

の補助事業扶助費、次のページになります、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

次に、事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、行政事務専門員等の報酬と重度心身障害者の医療費助成が主なものでございます。

次に、事項、特別障害者手当等給付事業費は、嘱託医の報酬及び特別障害者手当等、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

次に、事項、地域生活支援事業費は、手話通訳業務専門員等の報酬、地域活動支援センター事業業務委託外7件の委託料、日中一時支援等補助事業扶助費、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

次に、事項、障害児通所支援事業費は、放課後デイサービス等補助事業扶助費、利用者負担金助成、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

次のページになります。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は扶助費となっております。

次に、3款1項3目地方改善対策費は505万813円です。

事項、隣保館管理運営費は、入来会館に伴うもので、館長の報酬、教養講座講師謝金、浄化槽維持管理業務委託の外2件の委託料が主なものでございます。

次に、123ページになります。下のほうです。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、本課分は1,669万6,946円です。

備考欄は、128ページになります、事項、女性・家庭・児童相談費になります。主なものは、支援相談員の報酬、相談管理システム運用保守委託料、国庫支出金等精算返納金が主なものです。

次に、129ページになります。

同項5目母子福祉費のうち、本課分は517万6,743円です。

事項は、次のページになります、母子生活支援施設措置費で、母子生活支援施設への措置費、国庫支出金等精算返納金が主なものでございます。

次に、133ページになります。

3款5項1目災害救助費のうち、本課分は2,081万8,721円です。

事項、災害救助費で、主なものは災害救助法に伴う各救助措置、火災・水害に伴う見舞金・弔慰

金等でございます。

次に、歳入ですが、15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、心身障害者扶養共済掛金でございます。

次に、17ページになります。

14款1項2目民生使用料1節民生使用料のうち、本課分はサン・アビリティーズ川内、隣保館の使用料が主なものでございます。

次に、27ページになります。

同款2項2目民生手数料1節民生手数料のうち、本課分は車庫証明の手数料になります。

次に、29ページになります。

15款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金が主なものでございます。

同じく、3節児童福祉費負担金の本課分は、母子生活支援施設措置費負担金、児童発達支援センター給付費負担金です。

同じく、7節生活困窮者自立支援事業費負担金は、自立支援相談事業及び住居確保給付金支給に対するものです。

次に、31ページになります。下のほうになります。

同款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、次のページになります、障害者自立支援事業費等補助金が主なものでございます。

次に、中段ほどです。

同目6節生活困窮者自立支援事業費補助金です。家計相談支援事業、学習支援事業に対するものでございます。

次に、37ページになります。中段ほどです。

同款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち、本課分は特別児童扶養手当事務委託金でございます。

次に、16款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金、障害者自立支援医療費負担金が主なものです。

次に、3節児童福祉費負担金のうち、本課分は児童発達支援センター等給付費負担金が主なものです。

次に、39ページになります。

5節災害救助費負担金は、災害救助費繰替支弁

金です。

次に、同款２項２目民生費補助金１節社会福祉費補助金は、コロナ対策に係る障害者総合支援事業費補助金、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、障害者自立支援事業費等補助金、隣保館運営等事業費補助金が主なものでございます。

次に、４１ページになります。

同目３節児童福祉費補助金のうち、本課分は在宅重度心身障害児家庭支援事業補助金です。

次に、４９ページになります。

同款３項２目民生費委託金１節社会福祉費委託金は、権限移譲事務委託金です。

次に、５１ページになります。

１７款１項１目財産貸付収入１節土地建物貸付収入のうち、本課分は、中ほどになりますが、福祉作業所、子ども発達支援センターの貸地料でございます。

次のページになります。下のほうになります。

同款２目利子及び配当金１節利子及び配当金のうち、本課分は、り災救助基金利子収入でございます。

次に、５７ページになります。

１８款１項２目民生費寄附金３節災害救助費寄附金は、１件の寄附で、り災救助基金に充てております。

次に、５９ページになります。

１９款１項３目り災救助基金繰入金１節り災救助基金繰入金は、火災見舞金等に伴う経費分を繰り入れたものでございます。

次のページになります。

２１款３項１目貸付金元利収入７節地震災害援護資金貸付金元金収入は、滞納者１０人のうち、３人分の償還金です。本人死亡や破産している人、二人に対して償還免除を行ったことにより６２万円の不納欠損を行い、収入未済額は１９６万６,０００円となっております。

次に、６５ページをお開きください。

２１款５項４目雑入１節雑入のうち、本課分は重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、次のページになります、鹿児島県被災者生活支援金、電気・水道料実費収入金が主なものですが、重度心身障害者医療高額介護合算療養費返納金、それと臨時福祉給付金返納金の合計８万４,３９６円が収入未済となっております。

次に、財産に関する調書を説明いたします。

３３４ページをお願いいたします。

（４）の物件の行政財産の温泉権につきましては、総合福祉会館に１か所ありますが、現在、使用されておられません。

次に、３３９ページです。

３の債権ですが、一番下の地震災害援護資金貸付金で、記載のとおりでございます。

次に、３４０ページです。中ほどになります。

４の基金ですが、上から４行目のり災救助基金で、記載のとおりとなっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（犬井美香）決算附属書の６９ページの２の共に支え合う地域福祉社会の形成事業ということで、（３）で生活困窮者の自立支援に関することで相談業務とかをされてるんですけども、この中で収入・生活費の相談ということが６割ぐらいを占めていますが、前年度と比較してやはり増えているのかどうかということ。コロナ特例で上乗せもあるので恐らく増えているのかなと思ったりもするんですが、前年度と比較してどうかということをお教えください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄）生活困窮者の自立支援につきましては、社会福祉協議会に委託して行っているところでございますけれども、今おっしゃったように、ここに主な相談内容を書いてありますが、この中で一番増えているのが上から３行目の収入・生活費、これが１６６件となっておりますが、前年が６３件でした。３倍近く増えているということになります。

そのほか、その少し下に仕事探し・就職っていうのがありますが、これが３３件で、前年度が２０件ということで、委員もおっしゃったように、コロナの影響があり、かなりこういったお金の問題、仕事の問題っていう部分の相談が増えているところでございます。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。

あとちょっと併せてなんですが、同じ決算附属書の中の７５ページの１１で女性・家庭・児童相談事業というのがありまして、（１）は女性保護事業だったり、（２）では家庭児童相談事業などをされてるんですけど、DVとか虐待は、これも

コロナ禍においてちょっと増えてるのかどうかっていう、相談件数ですね。ちょっと教えてください。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 相談件数につきましては、まず、女性保護事業のほうが前年に比べて11.5%の伸びです。それと、（2）の家庭児童相談事業のほうで、前年に比べて45%増えております。

コロナの影響も多少はあると思うんですけども、それ以上にやっぱり非常にいろんな相談しやすい環境が整ってきてるとかっていうことが、多分、増えてる要因の一つにあります。

あと、虐待等と言いますと、児童虐待の定義ってというのがここ二、三年でかなり増えました。親同士のけんかが面前DVっていうことになったりとか、親のしつけの過剰なものが虐待ということになったりとかっていうのもありまして、そういった相談が増えてますので、そういう定義が増えたりとか相談しやすい環境でかなり増えてきてるんだらうなという具合に分析しております。

○委員（犬井美香） よかったです。相談できる環境というのはすごく大事だと思うので、今後もちっと件数が増えてくると大変だとは思いますが、また尽力いただけたらと思います。

あともう一点だけ。70ページの4の障害者（児）の自立支援事業の（2）で、訓練給付ということで各種給付事業などがあるんですけども、その中で自立に向けた就労支援なども行われていて、キの就労定着支援事業ということで107万8,250円ほど計上されているんですが、これは一般企業などへの就労移行した人についていうことでちょっと説明もあるんですけど、具体的な内容であったり効果というものをちょっと教えていただきたいです。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） 具体的な部分については、グループ長のほうで答弁させます。なかなか就労定着、これまであまり増えてなくて、最近ちょっと増えている状況にありますけど、ちょっと細かいところはグループ長に説明させます。

○障害福祉グループ長（家吉竜二） 就労移行支援につきましては、現在、就労支援のA型とB型があるわけですけども、A型につきましては……。

[「就労定着」と呼ぶ者あり]

○障害福祉グループ長（家吉竜二） 就労定着。はい。就労定着なんですけれども、一般企業への就労を推進するために、先ほど言ったA型、B型とあるんですが、A型が契約をされた形での就労、一般就労に向けた取組がしやすい方、そういった方々に向けての就労の支援というのが多くなっているというふうな状況でございます。

○委員（犬井美香） 増えてきている。もちろん、今年3月から障害者雇用の法定雇用率というのも上がったということで、多分、積極的な雇用が行われるようになったとは思ってはいるんですが、その中において、ちょっと私が耳にしたのは、事業所側が障害のきちんとした理解がないままに雇用を進めているというのも少し耳にしたところです。職員側は、研修とかも全く受けてなかったりとか。

ただ、この就労支援においては、やはり周りの環境というのはすごく大事なな私は思うんです。ですので、市民も含めた中で、やはり事業所に対しても、もちろん調整とかをかける中でそういうお話もされると思うんですが、障害の種類によってもいろんなパターンがあるので、一概にこういうことに向いてるとかこういうことができるということでは恐らくないかなと思うので、その辺りの環境という意味で定着というところが多分あるのかなと思いますので、その辺りをまた行政側からもいろいろお口添えいただけるといいのかなというふうにちょっと感じているので、これはもう要望です。よろしくお願いします。

○委員（井上勝博） 附属書の75ページと69ページで同じDV相談内容で、件数が例えばDVが1件なんだけど、こっちの75件については夫の暴力等の相談件数が30件というふうに書いてあるんで、これはどういう関係として見ればいいのか、ちょっと教えていただけますか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） まず、69ページのほうは、生活困窮の相談の窓口相談に来られた中で、DVに関するものもあったということです。

一方、通常、そういったDVをはじめとしたいろんな相談のほうは、75ページの女性・家庭・児童相談のほうでしておりますので、どちらかというとこちらがメインになろうかなと思っており

ます。

相談の窓口が違うというのが答えにはなりません。

○委員（井上勝博） 分かりました。

それと、社協に委託している緊急小口資金や総合支援資金でしたっけ。そういう融資関係のその実績というのは、こちらでは分かるんですか。

○障害・社会福祉課長（南 輝雄） まず、大きくこの困窮関係のものは三つあります。一つは、社協の自主事業といいますか、全国的な、社協でやってる自主的な事業。それと、市からお願いしてやってる部分というのがあります。基本的に社協が自主的にやる部分については、この成果説明書のほうには載っておりませんので、市のほうで関与する部分については載っております。

令和2年度の実績で言いますと、まずコロナ関係ですけれども、一番最初の貸付けになります緊急小口資金がございます。これは社協のほうの事業になりますけれども。これの相談が、令和2年度で1,071件の相談があって、489件の貸付けを行っております。

困窮の度合いがもうちょっと大きくなりますと、総合支援資金っていう借りられる部分がありまして、この部分の貸付けが143件、それに延長貸付けが30件、再貸付け1件ということで、全部で174件の貸付けになっております。

それと、それに加えて、市のほうで補助金を出して、社協のほうに緊急小口資金とセットで出しております緊急生活支援金のほうは、ここに書いてあるとおり、479件ということになっております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、市民課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 各会計歳入歳出決算附属書の44ページをお願いいたします。

市民課の令和2年度決算額でございますけれど

も、4億2,458万2,619円でございます。

主な取組でございますが、その下に、2、人権教育・啓発に関することといたしまして、人権教育・啓発基本計画に基づく実施計画に沿いまして啓発活動等を行うとともに、入来小学校におきまして、花を栽培することにより命の尊さ、思いやり等を学ぶ人権の花運動を実施いたしました。

次の3、交通災害共済事業に関することでは、交通事故に遭われた加入者に係る災害見舞金の請求事務を行うとともに、交通災害共済への加入率向上のための広報活動を実施しております。

次に、45ページをお願いいたします。

4番、戸籍及び住民基本台帳に関することでは、住民基本台帳法、戸籍法などの法令に基づく事務を行っております。

次の46ページの5、住民基本台帳ネットワークに関することでは、住民基本台帳ネットワークを活用いたしまして、ICカードによるコンビニエンスストア等での証明書発行サービスを運用いたしております。

次の47ページの6番、個人番号カード交付に関することでは、個人番号カードの交付を行うとともに、カードの交付申請の方法等についての周知を図っております。

○委員長（帯田裕達） 引き続き、当局の説明を求めます。

○市民課長（西田光寛） それでは、決算書の85ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は備考欄10行目にあります市民政策調整費で、支出済額1億889万4,486円で、電話交換等行政事務専門員5人分の報酬と部内の日額会計年度任用職員21人分の報酬、職員給与費6人分と市民福祉部職員の時間外手当が主なものでございます。

続きまして、99ページをお開きください。

同款同項12目市民相談交通防犯費のうち、市民課分は、市民相談事務費の市民課分及び備考欄の一番下に記載の交通災害共済事業費を合わせまして支出済額1,140万4,181円であります。

市民相談事務費の主な支出は、川内人権擁護委員協議会への負担金です。例年、開催しております人権対策事業審議会については、コロナ対策のため、開催を見送り、書面開催としたため、報酬、

費用弁償等が未執行となりました。

交通災害共済事業費の主な支出は、区市町村交通災害共済給付事業負担金は、雑入で受け入れた加入申込金を区市町村総合事務組合へ支出する負担金であります。

次に、107ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、支出済額3億428万3,952円です。

備考欄を御覧ください。

戸籍住民基本台帳費の主な支出は、本庁・支所15人の行政事務専門員報酬、本庁・支所25人の職員給与費などの人件費のほか、戸籍・証明発行システムの保守委託や更新機器一式の賃借料などです。

次の住民基本台帳ネットワークシステム事業費の主な支出は、住民基本台帳ネットワーク機器一式の保守委託及び更新機器一式の賃借料ほかとコンビニ交付に係る運営負担金となっております。

次の個人番号事業費の主な支出は、行政事務専門員2名の報酬と通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金で、発行件数の増により、前年の約3倍となっております。

以上で、歳出を終わります。

次に、歳入について説明いたします。

25ページをお開きください。

14款2項1目1節総務手数料のうち、市民課分は、備考欄一番下に記載の戸籍手数料外6件となっております。

次は、31ページになります。

15款2項1目総務費補助金16節社会保障・税番号制度整備事業補助金は、戸籍副本の全件送信と、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用者に係るシステム整備に係る補助金で、10割補助となっております。

17節個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバーカード交付に係るもので、事業実施に対する全国市町村割の補助金と事務経費が交付されたもので、10割補助となっております。

次に、37ページです。

15款3項1目総務委託金1節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金は、外国人の住所異動等に伴う事務費で、国の交付基準で人件費と物件費の委託金であり、10割補助となっております。

次は、47ページです。

16款3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち、市民課分は地域人権啓発活動活性化事業委託金で、入来小学校で行った人権の花運動に係る経費で、1校4万6千円の委託金でございます。

同款同項同目3節戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態事務委託金は出生・死亡等の状況を厚生労働省が把握するための調査で、前年度受理数から算出された委託金となっております。

次は、53ページでございます。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、市民課分は、次ページ備考欄下から6行目の医療福祉対策基金の利子収入となっております。

次に、65ページです。

21款5項4目1節雑入のうち、市民課分は備考欄の中段にあります4件で、主なものは区市町村交通災害共済事業に係る会費、事務費、加入促進費収入となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、340ページの基金運営状況について説明いたします。

市民課分は、表の上から11番目の医療福祉対策基金です。年度中の増減は利息相当分の2,000円増で、年度末残高は1,742万4,000円となっております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）個人番号のカードに関してなんですけれども、この間、補正で健康データがひもづけされるということで、ほかに個人番号とひもづけされてる情報というのはどういうものがあるのか、教えていただけますか。

○市民課長（西田光寛）今のところ、国のほうで検討されているのが、保険証です。今、動いているのが保険証。あと、計画されているのが免許証ということで聞いておるところです。

○委員（犬井美香）決算附属書の44ページの1の部内の総合的な調整に関すること、ちょっと細かいんですけど、（3）でFMさつまさんだいの30分オリジナル番組の委託料として、32万3,400円を計上されてるんですが、各課の事業やイベント情報、私も聞いて、なるほどと思っ

たこともあるんですけど。このFMさつませんだいの30分を利用してどのぐらいの効果があるのかということが、もし分かれば教えてください。

○市民課長（西田光寛）目に見えた費用対効果というのはなかなか示せないところですけども、担当課として、やはり広報紙等だけではなく、いろんなところでいろんなものを使ってそういう制度とか行事等をアピールすることによって、少しでも参加者とか、そういうことを増やしていこうという説明をしたいという思いが皆さんに伝わればいいのかなというふうに私は思っているところでございます。

○委員（犬井美香）時間帯が木曜日の10時から10時半までの時間帯だと思うんですけど、その時間帯というのが意外となかなかラジオをつけていない時間帯だったりするのかと、ちょっと個人的には感じたりもします。どちらかというと、通勤時間帯でラジオをつけてたりとか帰りの時間帯とか、もっとそういう時間帯ももう少し考えていただけると、いい情報がすごく盛り込んであるので、詰まってるので、もったいないなとちょっと思うことがあるので。これはまた考えていただければいいかなと思います。

ちょっと併せて、この住民基本台帳ネットワークに関する（3）のコンビニ交付サービスなんですけど、令和2年度分はちょっと載ってるんですけど、前年度だったり、経年比較ができるといいと思うんですけど、そのようなデータがありますでしょうか。

○市民課長（西田光寛）令和元年度の数字を申し上げます。コンビニ交付の件数は、住民票が4,298件、印鑑証明が3,513件、戸籍が945件、所得課税が768件、合計の9,524件となっております。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。少し微増という感じではあるんですけど、できれば、市税のほうは多分ちょっと経年で比較を出してあったような気がしたので、もしよければこういうコンビニ交付も、せっかく実施してこういう効果が出てるんだよというのがもう目に見えて分かって聞かなくて済むので、今後、ちょっとそのようにしていただけるとありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員（井上勝博）申請書等における公文書等

の性別記載欄の見直しについては研究、見直しを行ったということですが、数的に言うと、どれだけの見直しがされたんでしょうか。

○市民課長（西田光寛）グループ長のほうに答弁させます。

○主幹兼企画総務グループ長（原 浩一）全庁的に見直しを行いまして、見直し件数が全体で274件ございました。そのうち、即見直しが可能という案件が145件ございました。

○委員（井上勝博）何かそういうリストみたいなものはあるんですか。どういうものが見直されたのかということ。

○主幹兼企画総務グループ長（原 浩一）今、市民課などで申請書等の様式がございまして、そちらのほうで性別の記載欄を削除したというようなものでありまして、特にリストというような、内部の資料でつくってはおりますが、必要であればお示しさせていただきたいと思います。

○委員（井上勝博）できれば、そういうリストを頂ければと思います。

それと、こういう性別記載欄をなくしたことによって、市民の中からの反応とかっていうのはありますか。

○市民課長（西田光寛）私どものところには、特段そういう反応は聞いていないところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（小柳津賢一）決算附属書の48ページをお願いいたします。

環境課の令和2年度の決算額でございますけれども、16億1,378万8,089円でございます。

主な取組でございますが、すぐ下の1番、環境保全対策の推進では、環境審議会の開催、ウミガ

メ保護対策、蘭牟田池の環境保全、花いっぱいまちづくり推進事業等を行っております。

次の４９ページをお願いいたします。

２番、公害対策の推進といたしまして、河川の水質調査、事業所の悪臭測定のほか、騒音・振動やダイオキシン類の測定調査等を行っております。

その下、３番、ごみの適正な処理及びリサイクルの推進といたしまして、廃棄物の排出抑制、環境美化推進員等との連携による不法投棄及び環境美化対策やごみの再資源化等のほか、昨年９月の台風１０号により甌島地域で発生いたしました災害廃棄物の処理を行っております。

次に、５２ページをお願いいたします。

４番、ごみ処理施設の適正な維持管理では、クリーンセンター及び最終処分場等の運営管理を行っております。

次に、５４ページをお願いいたします。

５番、衛生災害対策の推進では、共同墓地特別災害復旧工事に対する助成を行っております。

その下、６番、狂犬病予防対策の推進といたしまして、犬の登録及び狂犬病予防注射を行っております。

次に、５５ページをお願いいたします。

７番、し尿処理施設の適正な維持管理では、し尿・浄化槽汚泥の処理等を行っております。

その下、８番、葬斎場・市営墓地の管理では、葬斎場及び市営墓地の運営管理を行っております。

なお、樋脇岩下及び入来大内田の両市営納骨堂につきましては、本年４月、地元に無償譲渡しております。

最後に、５６ページをお願いいたします。

９番、その他でございます。所管施設の災害復旧工事をここでは行っております。

○委員長（帯田裕達） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄） まず初めに、歳出について説明いたします。

決算書の１３３ページをお開きください。

３款５項１目災害救助費の支出済額のうち、環境課分の支出済額は、備考欄２行目に記載しております、し尿汲取料助成金の３万４、０００円です。

また、８節報償費の予算額８万円、１４節使用料及び賃借料の予算額７２９万円のうち８９万

６、０００円は、大規模災害等の発生がなかったため未執行であります。

次に、１３９ページをお開きください。

４款１項４目予防費の支出済額のうち、環境課分の支出済額１１万８、３３３円は狂犬病予防事業費で、畜犬管理システム保守管理業務委託等です。

次に、１４１ページをお開きください。

４款１項８目環境衛生費の支出済額は１億４、００４万４８８円です。

環境総務一般管理費は、環境審議会委員１９人の報酬、職員１５人分の給与費及び災害廃棄物処理計画策定支援委託業務が主なものです。

環境保全対策費は、下甌島海岸漂着物等処理業務委託外８件が主なものです。

地球温暖化対策費は、庁舎内のエネルギー使用料の調査のため、エネルギー管理システム使用料、次のページの花いっぱいまちづくり推進事業費は、各自治会等が実施しております快適環境づくり補助金７４件分が主なものです。

同じく、１４３ページの９目公害対策費の支出済額は５９２万６、３６５円です。毎年実施しております騒音・振動測定業務委託外１件が主なものです。

１２節役務費については、臨時測定を行うような市民からの苦情等がなかったため未執行となっております。

１０目葬祭費の支出済額は、６、６００万３、２９９円です。市営墓地管理費は、川内芸ノ尾第１墓地等指定管理料外５件が主なものです。

葬斎場管理費は、川内葬斎場やすらぎ苑指定管理料ほか４件が主なものです。

９節旅費については、墓地、埋葬法に基づく火葬業務に係る死亡者親族調査がなかったため未執行となっております。

同じく、１４３ページの２項１目清掃総務費の支出済額は９１万９、１６０円です。

清掃総務一般管理費は、川内汚泥再生処理センターの対策委員会への運営補助金が主なものです。

１４５ページをお開きいただきたいと思います。

５目ごみ処理費の支出済額は、１０億２、５９１万２、０９４円です。不法投棄対策費のほか、環境美化推進事業費では、不当投棄対策のため市内のパトロール、監視等を行っていただい

ております環境美化推進員１０７名分の謝金が主なものです。

一般廃棄物処理費は、市内の家庭から排出された一般廃棄物及び資源物収集運搬等の業務委託料ほか２１件が主なものとなっております。

資源ごみ分別推進事業費は、地区コミ分別収集報償金やリサイクル推進員によります分別指導、生ごみ処理機購入に対するごみ減量化・再資源化補助金が主なものです。

川内クリーンセンター管理費は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る管理運営業務委託が主なものです。

甌島クリーンセンター管理費は、光熱水費が主なものです。

最終処分場管理費は、川内クリーンセンター焼却灰等の運搬及び処分業務委託ほか１０件が主なものとなっております。

なお、不用額の大きなものとしましては、１３節委託料が多額の不用額がありますが、昨年９月の台風１０号により甌島地域で発生した災害等廃棄物処理事業費が主なもので、原因としましては、搬出先を当初、エコパークかごしまに搬出予定としておりましたが、川内クリーンセンターへの搬出に変更ができたこと、また甌島地域内で処分・再利用等により、海上輸送回数が大幅に減少したことによる執行残により不用額となっております。

また、甌島地域の災害廃棄物処理事業につきましては、島内６か所に設置しておりました、仮処分場の島外への搬出処理が２か所は終了し、残り４か所が終了しなかったため、役務費２０万４，０００円と委託料１億５，３３８万７，０００円を令和３年度へ繰越しを行っております。

９節旅費については、コロナウイルス感染症対策のため、研修会、会議等が開催されず、未執行となったものです。

同じく、１４５ページの６目し尿処理費の支出済額は３億６，７１７万２，５２２円です。

上甌投入施設管理費は、同施設の維持管理業務が主なものです。

下甌環境センター管理費は、下甌地域浄化槽汚泥及びし尿運搬業務委託が主なものとなっております。

次に、１４７ページをお開きいただきたいと思います。

汚泥再生処理センター施設管理費は、同施設の維持管理、運営を行うＳＰＣへの業務委託です。

なお、不用額の大きなものとしましては、１３節委託料が、川内汚泥再生処理センターへの投入量が見込みより大きく下回ったため、多額の不用額となっております。

次に、１８３ページをお開きください。

９款１項６目災害対策費のうち、環境課分は備考欄下のほうの特別災害復旧補助金５件です。

次に、２１５ページをお開きいただきたいと思います。

１１款４項１目現年公用・公共施設災害復旧費のうち、環境課分は、備考欄、米印上から三つ目の鹿島資源化センター外壁・雨どい・フード等修繕外９件です。

続きまして、歳入について説明いたします。

まず、収入未済についてですが、環境課分については全て納付されており、収入未済はございません。

それでは、決算書の１７ページをお開きいただきたいと思います。

１４款１項３目１節衛生使用料のうち、環境課分は葬斎場使用料等の８件です。

次に、２７ページをお開きください。

１４款２項３目１節衛生手数料のうち、環境課分は廃棄物処分手数料等の８件です。

次に、３３ページをお開きいただきたいと思います。

１５款２項３目２節清掃費補助金のうち、環境課分は甌島地域による災害等廃棄物処理事業費補助金です。

次に、４１ページをお開きください。

１６款２項３目１節保健衛生費補助金のうち、環境課分は海岸漂着物地域対策推進事業費補助金等の８件です。

次に、４９ページをお開きいただきたいと思います。

１６款３項３目１節保健衛生費委託金のうち、環境課分は権限委譲事務委託金です。

次に、５１ページの１７款１項１目１節土地建物貸付収入のうち、環境課分は自動販売機設置等に係るものが主なものです。

次に、55ページをお開きいただきたいと思います。

同じく、2項2目1節物品売払収入のうち、環境課分は資源ごみ売払収入及び炭化物売払収入です。

次に、65ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入のうち、環境課分は、66ページ備考欄、中ほどのPETボトル等有償入札拠出金等7件です。

次に、財産に関する調書を説明いたします。

環境課分の県環境整備公社出捐金については、336ページに記載してありますとおり、令和2年度中の増減はありませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（犬井美香）決算附属書の48ページの環境保全対策の推進の中の（2）自然環境の保全のところ、イの蘭牟田池の環境保全の中でベッコウトンボの確認頭数が減少しているんですけれども、その要因というのはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○環境課長（奥平幸雄）グループ長に答弁させていただきます。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）要因なんですけれども、自然に由来するもので特に何か大きな影響があるような事象というのはございませんでしたので、特に把握ができていないといったところです。

○委員（犬井美香）となると、なかなか要因が分からないということは、今後の対応策とかも何もまだ考えていないというところでしょうか。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）平成21年に大洪水がございまして、その翌年が激減しております。そのときにはもう2桁までいっておりますので、確かに少なくはなっているんですが、ちょっとまだ見込みはあるかと思っております。地元の保護する会の活動とかもございまして、状況を見ているところでございます。

○委員（犬井美香）激減しないうちに早目に、またその愛護の方々と話をしながら進めていただきたいと思います。

○委員（井上勝博）今の附属書のその上のウミ

ガメのことなんですけれども、上陸頭数は17、16、12と微減なんです、産卵頭数が減ってきていると。

これは、上陸するのは産卵のために上陸するのかなと思ってたんですが、まず関係を教えていただきたいのと、それから決算書の146ページで説明がありました、し尿処理費の委託料だったかな。エコパークに持っていくつもりが、クリーンセンターで済んだので不要額が増えたという、そういう説明だったと思うんですけども、ちょっとその辺のことをもう少し詳しく御説明いただきたい。

2点、お願いします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実）私のほうから、ウミガメのことに御説明させていただきます。

確かに、カメは雌が砂浜に上がってまいります。目的は、もちろん産卵のためでございます。ですが、最近、砂浜の奥行きが大分なくなっておりまして、なかなか卵を産める、いい条件の場所ってのがなくなっているところがございます。ですから、卵を産まずに、そのまま海に引き返していくといったことがございます。

そのほかにもなんですけれども、以前監視をされてたベテランの方が、今度、委託業務に替えた関係で新人の方になりまして、なかなか卵を見つけるというのが、経験が必要でございまして、ちょっとそこもあったのかというふうに思っているところがございます。

○環境課長（奥平幸雄）甌島地域の災害廃棄物の件です。

当初、川内クリーンセンターで処分しようと考えたんですけど、川内クリーンセンターは通常業務もありますので、処理できないことを考えて、エコパークかごしまのほうに全部搬出する計画で予算を設定しました。実際、搬出に関わったときに、分別処理がちゃんとできていたこともありまして、川内クリーンセンターと、あと民間のほうの事業所のほうに搬出することができた関係で、全てがエコパークかごしまのほうに行くことはなくなって、分散できたことが一つ不用額が残ったことの原因。

もう一つは、甌島地域で瓦礫類とかコンクリートがらなんかは再利用できたこと、持ち出さなく

で済んだということです。

あと、木類というか、木材なんか、当初はそのまま搬出する予定だったんですけど、破碎することができて量が小さくなった関係と、先ほど申しましたコンクリートがらは出さなくてよかった件で、海上輸送料が大分少なく抑えられたということが不用額の原因、執行額が残ったということになります。

○委員（落口久光） 附属書の54ページの下段にある狂犬病の注射の接種率なんですけど、ぱっと見、ちょっと接種率低過ぎるかなという気がするんですが、そこら辺の要因と、もしこれ、未接種のところの対処の仕方等、もし知見がありましたらお願いいたします。

○主幹兼生活環境グループ長（村岡 実） 狂犬病の予防接種につきましては、国のほうの目標は7割となっております。薩摩川内市は、令和2年度は確かに7割を切っておりますが、その前の年は75.8%となっております、国が定める目標は超えていたところでございます。

この登録頭数の中に、どうしても死亡の届出をされない方が大分含まれておりまして、実際はもっと接種率は高くなるのではないかというふうに見ております。もちろん、死亡の届出をしていたために、通常ははがきが年2回送られるんですけども、その後、また封書でお送りしたりとか、電話での死亡を受け付けるようにしたりとか、いろいろ対策は講じてるところです。

注射を打たないことによって、狂犬病が発生するおそれというのもございますので、そこは獣医師会のほうとまた連携をしながら、検討を重ねていきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、保険年金課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（小柳津賢一） 決算附属書の

63ページをお願いいたします。

保険年金課の一般会計の令和2年度決算額でございますが、27億2,845万2,873円でございます。

主な取組でございますが、すぐその下です。

1番、国民年金に関することといたしまして、年金受給権の確保を図るための各種相談受付及び進達事務を行うとともに、保険料免除制度の周知及び申請受付・進達、年金制度に係る広報活動等を実施いたしております。

次の64ページをお願いいたします。

上の2番、国民健康保険事業の推進では、国民健康保険事業特別会計への繰出金の支出等を行っております。

その下、3番、後期高齢者医療事業の推進では、長寿健診、人間ドックへの助成、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の支出等を行っております。

次に、特別会計でございますが、65ページからは国民健康保険事業特別会計になります。

国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算額は、65ページの一番上にありますとおり、111億6,662万8,727円でございます。

なお、被保険者数の推移、保険給付の状況等については、記載のとおりでございますので、詳細は省略させていただきます。

67ページをお願いいたします。

67ページからが後期高齢者医療事業特別会計になります。

後期高齢者医療事業特別会計の令和2年度決算額は13億5,627万4,313円でございます。

なお、保険料の徴収状況、被保険者の数等については、記載のとおりですので、こちらも詳細は省略をさせていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、歳出から御説明を申し上げますので、決算書の119ページをお開きください。中段、御覧ください。

まず、3款1項4目国民年金費は支出済額2,840万119円で、支出の主なものにつきましては、備考欄、1節の行政事務専門員一人分の報酬及び職員3人分の給与等で、老齢基礎年金

等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務などに要した経費でございます。

続きまして、139ページをお開きください。

中段、4款1項5目国民健康保険対策費は支出済額8億8,093万6,032円で、支出の主なものは、備考欄、1節の会計年度任用職員の一人分の報酬及び職員15人分の給与費、また28節国民健康保険事業特別会計への繰出金等でございます。

令和2年度の繰出金につきましては、備考欄に記載の保険基盤安定繰出金から出産育児一時金の財政支援分で法定内の繰入れを行っております。

次に、同項7目後期高齢者医療対策費は支出済額18億1,911万6,722円で、支出の主なものは、141ページをお開きください。備考欄、13節委託料の長寿健康診査業務委託及び19節負担金補助及び交付金の鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金並びに28節繰出金の後期高齢者医療事業特別会計への保険基盤安定繰出金でございます。

歳出については以上です。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

前に戻っていただきまして、29ページ下段から31ページを御覧ください。

15款1項2目衛生費負担金において、保険年金課分は1節国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの国庫負担金の歳入であり、負担率は、国2分の1、県及び市が4分の1となるところでございます。

続きまして、33ページをお開きください。

下段の同款2項3目衛生費補助金において、1節保健衛生費補助金のうち、保険年金課分は備考欄下段の高齢者医療制度円滑運営事業補助金で、後期高齢者医療広域連合電算処理システムと連携する市町村システムについて、住民基礎控除見直しに伴いますシステム改修事業に係る事業補填分でございます。

続きまして、37ページをお開きください。

中段の同款3項2目民生費委託金において、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課分は国民年金事務交付金でございます。本事務交付金は、国において標準的な経費を基準額と定め、それに地域補正係数等を乗じて算出され、交付をされる

ものでございます。

次に、39ページをお開きください。

上段の16款1項2目衛生費負担金においては、2節と3節が保険年金課分となり、2節国民健康保険医療助成費負担金は、国民健康保険事業特別会計へ国民健康保険基盤安定繰入金として繰り出します経費のうち、県負担分の歳入でございます。負担率は、保険料軽減分が県4分の3、保険者支援分が県4分の1となっております。

また、3節後期高齢者医療助成費負担金は、後期高齢者医療事業特別会計へ後期高齢者医療保険基盤安定負担金として繰り出す経費のうちの県負担分でございます。負担率は県4分の3でございます。

次に、65ページをお開きください。

21款5項4目雑入について、保険年金課分は備考欄の下段分になります。鹿児島県後期高齢者医療広域連合より鹿児島県後期高齢者医療制度事業費補助金及び鹿児島県後期高齢者医療制度特別対策補助金を受け入れているものでございますけれども、こちらのほうは国県の支出金に該当しないため、雑入で受入れをしてるものでございます。

○委員長（帯田裕達） これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第101号 決算の認定について
(令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第101号決算の認定について(令和2年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算)を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂） それでは、歳出から御説明申し上げます。

279ページをお開きください。1款総務費は、支出済額2,262万3,809円で、支出の主なものは、備考欄、1項1目一般管理費の国民健康保険被保険者証等作成業務委託、同項2目連合会負担金の県国民健康保険団体連合会一般負担金、2項3目の賦課徴収費の納税通知書作成等業務委

託、また3項1目運営協議会費の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員報酬9名分でございます。

次に、2款保険給付費は支出済額81億1,895万3,126円で、医療機関等を受診した場合の現物給付分や医療費が高額になった場合等の現金給付に関する経費でございます。一般及び退職被保険者等に係ります1項療養諸費、2項高額療養費、また281ページを御覧ください。3項葬祭諸費、4項移送費、5項出産育児諸費をそれぞれ支出しております。

また、件数等につきましては、備考欄及び決算附属書の65ページに記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

なお、6項傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係ります療養中の生活保障として予算措置をしておりましたが、申請が全くございませんでしたので、全額が不用額となっております。

次に、3款国民健康保険事業納付金は、支出済額27億835万3,376円で、医療費等に係る市の法定負担分で、県からの指示額でございます。1項医療給付費分、2項後期高齢者支援等分、3項介護納付金分等をそれぞれ県に納付してるところでございます。

次に、283ページから285ページにかけましての8款保健事業費は、支出済額1億4,099万5,121円で、疾病予防や医療費適正化のための各種保健事業に係る経費でございます。

備考欄を御覧ください。

1項特定健診保健指導事業費では、保健師業務専門員等の二人分の報酬や特定健診保健指導事業の経費を、2項保健事業費では、1目疾病予防費で診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や人間ドック利用補助金を、4目医療費適正化特別対策事業費で、保健師業務専門員等4人分の報酬及びジェネリック医薬品差額通知事業等を執行したほか、285ページを御覧ください。9目早期介入保健指導事業で、特定健診の要指導でない予備軍の方に対する早くからの生活習慣病の改善指導を行います早期介入保健指導事業を実施いたしております。

次に、285ページ上段の9款基金積立金は、

支出済額3,640万4,000円で、国民健康保険基金で発生した利息相当額と令和元年度決算繰越金の一部を基金に積み立て、今後の国保事業運営の不測の事態に備えるために基金へ積み立てたものでございます。

続いて、11款諸支出金は、支出済額1億3,929万7,585円で、1項償還金及び還付加算金のうち、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金につきましては、国民健康保険税に係ります過年度還付金となっております。

次に、4目保険給付費等交付金償還金につきましては、備考欄を御覧ください。令和元年度国民健康保険給付費等交付金の交付額確定に伴います返還金でございます。内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、2項繰出金につきましては、支出済額1億1,231万8,000円で、直営診療所施設勘定への繰出しと収納率向上特別対策事業として一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、12款予備費につきましては、当初1,000万円を予算措置しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免申請書の発送のために、1款2項3目賦課徴収費の通信運搬費に37万6,000円を流用し、執行いたしましたところでございます。

歳出については以上です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

前にお戻りいただきまして、273ページをお開きください。

歳入の1款国民健康保険税及び2款1項2目督促手数料並びに275ページ下段の11款1項延滞金、加算金及び過料につきましては税務課より御説明を申し上げることになりますので、まず税務課より決算状況を説明した後に保険年金課関係の御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○税務課長（佐多誠一） 国民健康保険税の収納状況につきまして、収納課分も併せて御説明いたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、収入済額15億98万8,099円でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、収入済

額 177万3,029円でございます。

国保全体の収入済額は、1番、上の行になります。15億276万1,128円でございます。

不納欠損額は、一般分で3,654万4,233円、退職分で61万6,933円、合計3,716万1,166円で、件数は2,718件でございます。

不納欠損処分の主な理由は、担税力未回復によるものが1,946件、時効によるものが628件、ほかは所在不明等でございます。

収入未済額は、現年課税分が1,230人で9,503万5,769円、滞納繰越分1,839人で5億1,376万1,568円、合計で6億879万7,337円でございます。

備考欄記載の歳入還付未済額は、合計で8万5,500円でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料1項手数料2目1節督促手数料は、収入済額99万100円、不納欠損額は23万9,300円、収入未済額は252万5,150円でございます。

続きまして、275ページをお開きください。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、1目一般分及び2目退職分の延滞金で、収入済額1,226万4,980円でございます。過料はございません。

○保険年金課長（山元 茂） それでは引き続き、保険年金課より御説明いたします。

273ページにお戻りください。下段になります。

3款国庫支出金2項国庫補助金におきまして、8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、高額医療に係ります外来年間合算の支給申請におけます書類の提出を省略するなど、被保険者の利便性の向上を図るため、基幹システムの改修を行ったものに対して交付をされるものでございます。

次に、9目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応に係ります国保税の減額分の補填と、令和2年7月豪雨に係ります一部負担金免除の特例措置分の補填及び国保税減免対応分に係る補填でございます。

次に、275ページにかけたの6款2項1目保険給付費等交付金は、本市における医療費等に係る普通交付金及び備考欄に記載の特別交付金とし

て交付されたものでございます。

次に、8款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金等の利子収入でございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金は、保険基金安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金繰入金等の法定内繰入れを行っております。

また、9款2項1目国民健康保険基金繰入金において、基金への繰入れを行っております。

次に、10款繰越金は、令和2年度からの純繰越し分でございます。

277ページを御覧ください。

11款諸収入3項雑入においては、2目一般被保険者第三者納付金、3目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等により、国保による治療を受けた場合、その費用を加害者から損害賠償金として受け入れるもので、国保連合会から納付をされるものでございます。

4目一般被保険者返納金及び5目退職被保険者等返納金につきましては、資格喪失後の受診や負担割合変更に伴います一部負担金の返納金でございまして、毎年発生するものでございます。その都度、面談や電話、文書等、様々な形で納付の相談を行ってまいりましたが、4目におきまして45件が収入未済分となった次第でございます。詳細につきましては、決算資料1の189ページ、収入未済額の状況の表、中段、下段に表記をしてございます。

また、この返納金につきましては、保険者間の調整ができる部分が大半ではございますが、本人同意等の手続に時間を要するために未納が発生しているものでございます。

続きまして、6目雑入については、雇用保険個人掛金などを受け入れております。

それでは、287ページを御覧ください。

実質収支につきましては、歳入総額112億7,552万3,000円、歳出総額111億6,662万9,000円で、歳入歳出差引額1億889万4,000円は翌年度への繰り越すべき財源はなく、実質収支額は同額1億889万4,000円となっております。

次に、340ページを御覧ください。

財産に関する調書のうち、保険年金課分の国民健康保険基金につきましては同ページ下段に、国

民健康保険高額療養費資金貸付基金につきましては341ページ上段に記載してございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）コロナ特例の減免については、先ほど国民健康保険災害等臨時特例補助金で3,402万4,000円ということですが、これはちょっとほかのも入ってるような説明をされたんですが、そのコロナ特例減免は何件で、金額は幾らになったっていうふうに教えていただければと思います。

○保険年金課長（山元 茂）税務課のほうから答えさせます。

○税務課長（佐多誠一）令和2年度分につきましては、5月31日現在で決定件数が276件、減免決定額が4,719万4,200円でございます。

○委員（井上勝博）あと、資格証や短期保険証の交付が最近決算資料にはもう載らなくなったのかなと思ってんですが、その理由と、そして資格証、短期保険証が現在どのぐらいの方が交付されてるのかを教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）短期証の発行者数が、本年5月31日現在で726件です。また、資格証対象者は69名です。よろしいでしょうか。

○委員（井上勝博）短期証については、1か月短期とか3か月短期、6か月短期ってあるんですかね。ちょっとその辺、確認もついでに、それぞれがどうなってるのか教えてください。

○保険年金課長（山元 茂）では、1か月から6か月、また6か月以上で7種類ございますけれども、順に言っていきます。

1か月の短期証が114名、2か月が130名、3か月が274名、4か月が14名、5か月が1名、6か月が193名、6か月以上12か月未満というのがあるんですけれども、今のその数字はゼロでございます。合計で726名になります。

○委員（井上勝博）コロナ特例減免で、これは、私はいい面と、それから問題だと思う面というのは二つあって、一つはたくさん減免をしていたと、これは非常によかったなと思うんです。

しかし、一方で、これだけやっぱり減免をしなれば苦しい暮らしの方々が増えてきてるという

ことと、それから短期証も1か月短期が114件と比較的ほかと比べても多いということで、国保税がやっぱり重い負担になってるっていうことだと思うんです。そういう点で、もう一般会計からの繰入れができなくなってるというか、やらなくなっちゃってるということについて、これはやはり国のほうからの縛りっていうのがあるのかどうかなんですが、どうなんでしょうか。

○保険年金課長（山元 茂）同一の内容の御質問に対して何回か御回答したと思うんですけれども、法定外繰入れにつきましては本来は国民健康保険の特別会計でございますので、被保険者の保険料、また公費で賄うのが原則であります。それ以外の費用を充てるということになりますと、それなりの対象者で、国民健康保険じゃない方との平等性、そういうものがありまして、そう単純なものではないというところであります。

国のほうも、交付金等におきまして、国保を今後、平成30年から財政主体が県単位になった関係で、今、各市町村で法定外繰入れ、あと繰上充用ということをやっている市町村に対して、まずはその部分を解消して、それから統一保険料を図るというふうな方向に流れていっておりますので、本来はそういう形で繰入れをしていくと国保財政自体は楽になるんですけれども、今、そういう国の指導といいますか。そういう流れになっておりますので、薩摩川内市のほうでは苦しい中、保険事業だけでも繰り入れて事業をやっておったんですけれども、昨年からは、その部分も法定外やめる形において何とか財政上のやりくりをやる形で、こういう形で今、決算上でなってるというところでございます。

○委員（井上勝博）苦しい胸の内は分かりましたが、しかし市民も大変だということも、やっぱり私たち、見ておかななくちゃいけないと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）皆さん、私は国民健康保険税についていつも反対してて、しょうがないなど思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、やっぱり相当な負担感があると。だからこそ、全国知事会が1兆円の国庫負担を増やしてくれってということの要望が出されているわけで、決してこれは不当な反対ではないというふうに思っております。

やっぱり自治体としての努力としても、先ほど減免額は、これ、県内で一番たくさん減免がされております。だから、そういう点で、私は努力をされているというふうに思います。しかし、一方で市民の国保加入者の方々の苦しみも私は理解しなくちゃいけないから、何とかしなくちゃいけないというふうに思いますので、特別会計に反対します。

○委員長（帯田裕達）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

ここで、休憩します。再開はおおむね15時半に開会します。

~~~~~

午後3時15分休憩

~~~~~

午後3時30分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△議案第104号 決算の認定について  
（令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事

業特別会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）次に、議案第104号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、歳出から御説明を申し上げます。

決算書の330ページをお開きください。

1款2項1目徴収費でございますが、支出済額22万7,379円で、こちらは保険料徴収事務に関わります経費でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額13億4,077万2,905円で、こちらのほうは広域連合への保険料等の納付金で、徴収いたしました保険料と保険基盤安定分を合わせたものを納付するものでございます。

次に、3款1項1目健康保持増進事業費は、支出済額1,455万5,429円で、備考欄を御覧ください。こちらは、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施推進事業に係る経費でございます。支出の主なものは、保健事業地域支援専門員2名の報酬及び職員1名の給与と備品購入等事業に関わる各種経費でございます。

次に、5款1項1目保険料還付金は、支出済額71万8,600円で、こちらは過年度保険料について所得構成等による被保険者への還付金でございます。

歳出については以上です。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

前のページにお戻りいただきまして、326ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料において、1目特別徴収保険料は、収入済額6億3,136万3,800円で、年金天引きにより徴収したものでございます。2目普通徴収保険料は、1節現年分と2節滞納繰越分を合計いたしました収入済額は2億8,478万5,300円で、口座振替や納付書により徴収をいたしましたものでございます。

また、同目におけます収入未済額につきましては、1節現年度分が395万4,500円、2節滞納繰越分が477万6,400円で、合計873万900円でございます。

徴収対策といたしまして、臨戸訪問や電話、納

付誓約書等によります時効中断を行いつつ、今後におきましても、口座振替の推進、年金支給月を中心とする徴収計画を立てるなど、収入未済の回収を図っていききたいと考えております。

また、同目におけます不納欠損額 6 5 万 3, 5 0 0 円につきましては、保険料の時効成立 2 年が経過することから不納欠損処分をいたしたところでございます。件数は 1 7 件で、主な処分理由は本人死亡等によるものでございます。

なお、1 目及び 2 目の備考中に記載されております還付未済額につきましては、それぞれ死亡等の理由により保険料を返還する必要がございますけれども、御遺族の口座確認等に時間を要するため今年度末をめどに処理を行う予定としていただいております。

続きまして、2 款 1 項 2 目督促手数料は、事務手数料でございます。保険料と同様 1 6 件、1, 6 0 0 円を不納欠損処分しておりますが、これは 2 目の普通徴収保険料の不納欠損処分に伴うものでございます。

次に、4 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金は低所得者に係る保険料軽減分を公費で補填するものでございまして、負担割合は県 4 分の 3、市 4 分の 1 で、これらを合わせた金額を繰り入れております。

次に、5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度からの繰越し分でございます。

次に、6 款 2 項 1 目保険料還付金は、過年度保険料を被保険者へ返納した分を広域連合から受け入れるものでございます。

続いて、3 2 8 ページを御覧ください。

6 款 5 項 5 目雑入は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合から後期高齢者医療制度特別対策補助金を受入れておりますが、国や県支出金に該当しないため雑入で受け入れているものでございます。これは、歳出の高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施推進事業に係ります補填分でございます。

続きまして、3 3 2 ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたします。

歳入総額 1 3 億 5, 9 9 8 万 7, 0 0 0 円に対しまして、歳出総額 1 3 億 5, 6 2 7 万 4, 0 0 0 円で、歳入歳出差引差額は 3 7 1 万 2, 0 0 0 円と

なり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額は同額となっております。

○委員長（帯田裕達）これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）普通徴収のほうで 8 7 3 万円なんですが、資格証の交付というのはどのぐらいになってるんですか。

○保険年金課長（山元 茂）後期高齢者医療制度におきましては、資格証の発行はございません。これは、平成 2 0 年度の通知によりまして、制度上は資格証の発行はできますけれども、国の通達によって高齢者の医療の機会を損なうような資格証の発行というものは原則しないという方向になっておりますので、ゼロでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）今、私もちょっと知らなかったんですが、資格証はゼロということで、一応医療は受けられるということで、一つ改善はされてるというふうに思いますが。本会議で今まで言っていたとおり、制度上は高齢者だけを別にしてその医療費の負担を高齢者に充てるというようなやり方ですので、1 回これは政府が廃止を決めたものでもあります。よって、特別会計に反対いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、本決算の認定に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）次に、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。  
よって、本決算は認定すべきものと決定しました。  
以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

---

△議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（小柳津賢一）決算附属書の77ページをお願いいたします。

高齢・介護福祉課の一般会計の令和2年度決算額ですが、24億3,058万3,685円でございます。

主な取組ですが、すぐ下、1番、高齢者健康づくりの促進といたしまして、敬老金等の支給、はり、きゅう、マッサージ等の施術料の助成、高齢者クラブ活動への助成等を行っております。

なお、本年3月、令和3年から令和5年度を計画期間とする高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画を策定をいたしております。

その下、2番、高齢者の日常生活支援といたしまして、訪問給食サービス事業、日常生活用具給付事業や緊急通報システムの貸与等を行っております。

78ページをお願いいたします。

3、在宅介護者の支援といたしまして、ねたきり老人介護手当支給や家族介護用品支給事業を行っております。

4番、養護老人ホーム入所措置では、居宅において養護を受けられない高齢者に対しまして養護老人ホームへの入所措置を講じております。

5番、介護保険事業の推進といたしまして、利用者負担軽減等を行うとともに、地域密着型サービス提供事業所の整備を実施いたしております。

79ページをお願いいたします。

中段、6、養護老人ホーム運営事業及び7、特別養護老人ホーム運営事業では、社会福祉協議会を指定管理者といたしまして、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営を行っております。

80ページをお願いいたします。

8、要介護認定審査事務では、要介護、要支援認定申請により訪問調査を行いまして、介護認定審査会を開催いたしまして審査判定を実施をいたしております。

なお、申請件数、調査件数及び判定件数は記載のとおりでございます。

9の労働者の就労促進では、シルバー人材センターの助成を行っております。

10の災害復旧事業では、樋脇もくもくふれあい館ののり面の災害復旧工事を実施いたしました。

次に、81ページからは介護保険事業特別会計になります。

介護保険事業特別会計の令和2年度の決算額は、105億8,776万9,663円でございます。

なお、被保険者及び認定者の数、保険給付の状況等については、以後に記載のとおりでございますので、詳細は省略をさせていただきます。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、一般会計の歳出について御説明いたしますので、決算書の119ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費は、支出済額2億1,237万6,753円で、主な支出につきましては、備考欄を御覧ください。

まず、老人福祉管理運営費の主なものは、職員6人分の給与費、敬老金、次の121ページにかけて記載してございますけれども、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務委託、高齢者クラブ連合会補助金、高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術料助成などが主なものです。

次の老人福祉施設管理費では、生活支援ハウス等の指定管理料や各施設の維持管理に係る経費、樋脇もくもくふれあい館ののり面伐採業務委託や令和2年9月の台風10号により被害を受けた下甕高齢者多目的ホールのシャッター撤去工事等が主なものです。

次の高齢者生活支援事業費では、高齢者訪問給食サービス事業業務委託等が主なものでございま

す。

次の在宅介護者支援事業では、ねたきり老人介護手当及び家族介護用品支給事業が主なものでございます。

次に、同項2目老人措置費については、支出済額4億7,457万8,518円で、養護老人ホームの入所者に係る措置費が主なものとなります。

次に、同項3目介護保険対策費については、支出済額16億373万3,489円で、備考欄の介護保険対策費の主なものは、職員14人分の給与費及び、次の123ページの介護保険事業特別会計繰出金が主なもので、地域介護・福祉空間整備等事業費は、特別養護老人ホーム鹿島園の消火栓ポンプ改修工事及び市内の特別養護老人ホームの冷暖房整備事業に係る補助金であります。

なお、19節負担金補助金及び交付金3,330万8,000円の繰越しにつきましては、介護施設でのコロナの感染症の感染拡大のリスク低減のため、ウイルスが外に漏れないように気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、認知症グループホーム2か所及び小規模多機能型居宅介護事業所1か所、計3か所におきまして、簡易陰圧装置を設置するものでありますが、機器が年度内に納入されないことから、令和3年度に繰り越したものであります。

次に、同項4目養護老人ホーム費については、支出済額2,826万7,198円で、主な支出は養護老人ホーム甌島敬老園の指定管理料及び甌島敬老園に調理機器を整備したことに伴います備品購入費になります。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費については、支出済額1,034万6,907円で、主な支出は、特老甌島敬老園、鹿島園の施設設備の修繕費及び工事請負費として、特老甌島敬老園の昇降機の改修工事が主なものであります。

次に、同項6目介護認定審査費については、支出済額7,642万200円で、主な支出は、介護認定審査会委員55人分及び介護認定訪問調査業務専門員13人分の報酬、要介護認定調査委託料などになります。

次に、147ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費では、支出済額3,681万6,934円のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄に記載のとおり労働者福祉対策費

のシルバー人材センター事業補助金2,362万円になります。

次に、215ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費では、支出済額5,381万6,028円のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄の上から15行目に記載のとおり124万800円で、もくもくふれあい館ののり面崩土災害復旧工事になります。

なお、以上説明しました歳出執行に当たって50万円以上の予算流用で対応しました状況について御説明いたしますので、別冊議会資料の50万円以上節間流用一覧を御準備いただきたいと思います。

本課の一般会計分につきましては、2ページの番号10番から12番までの3件でございます。

10番につきましては、台風10号で被災した下甌高齢者多目的ホールのシャッターを撤去する必要があったことから、記載のとおり70万7,000円を予算流用し、11番は、養護老人ホーム甌島敬老園の食堂のエアコンが故障し修理不能のため、新たに購入する必要が生じたことから、記載のとおり62万7,000円を予算流用し、12番につきましては、養護老人ホーム甌島敬老園のガス立体炊飯器が故障し修理不能のため新たに購入する必要が生じたことから、記載のとおり69万3,000円を予算流用し、執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、決算書にお戻りいただきまして、15ページをお開きください。

13款2項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金ですが、備考欄に記載のとおり養護老人ホームの入所者負担金である老人福祉費負担金が主なものです。

なお、収入未済額については、過年度分3名及び現年度分5名の計8名分となりますけれども、2名の方につきましては、過年度と現年度の重複であり、実人数は6名分の未収入です。

次に、17ページをお開きください。

14款1項2目民生使用料1節民生使用料中、高齢・介護福祉課分については、備考欄の上から5行目以降に記載分で、屋内ゲートボール場施設

利用料などになります。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金は、介護保険料の低所得者保険料軽減負担金であり、国の負担率は2分の1となります。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金は、歳出で説明いたしました特別養護老人ホーム鹿島園の消火栓ポンプ改修工事及び市内の特別養護老人ホームの冷暖房整備事業に係る補助金であります。

次に、37ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金2節老人福祉費負担金は、低所得者保険料軽減負担金であり、県の負担率は4分の1となります。

次に、39ページをお開きください。

16款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金は、甌島敬老園に調理機器を整備したことに係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金、補助率70%と、シニア元気生き生き活動体制づくり支援事業補助金は、1団体15万円が上限額であります。老人クラブ運営補助金は、会員数30人以上の高齢者クラブを対象とした運営費補助金で、補助率は3分の2になります。

次に、41ページをお開きください。

同目6節介護保険事業費補助金は、歳出で御説明しました19節負担金補助金及び交付金3,330万8,000円を令和3年度に繰り越しており収入未済となっております。介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に係る補助金であり、令和3年度報酬改定に係る分は補助率2分の1、特定個人情報データ標準レイアウト改定に係る分は補助率3分の2であります。また、介護保険利用者負担対策事業費補助金は、補助率4分の3になります。

次に、53ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金のうち、高齢・介護福祉課分は、備考欄の下段辺りにあります介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金の利子収入で、次の55ページ備考欄上段に記載のとおり、調定額、収入済額同額となっております。

次に、61ページをお開きください。

21款3項1目貸付金元利収入37節特別養護老人ホーム整備資金貸付金収入は、里町の特別養

護老人ホーム寿里苑の貸付金に対する償還金収入でございます。

次に、67ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の高齢・介護福祉課分については、備考欄の中段辺りに記載のとおり、生活支援ハウス入居者利用料などが主なものです。

次に、財産に関する調書について御説明いたしますので、338ページをお開きください。

2の重要物品現在高調ですが、高齢・介護福祉課分は、表の右側のほうで上から7行目の厨房器具類の増5件のうち1件で、甌島敬老園の調理機器を購入したものです。

次に、339ページをお開きください。

3の債権についてですが、高齢・介護福祉課分は、3行目の寿里苑運営資金貸付金になり、当該債権については合併前の里村において特別養護老人ホーム運営資金として無利子の貸付けを行ったもので、令和2年度150万円の償還があり、年度末残高は1,800万円となっております。

次に、340ページをお開きください。

4の基金のうち下段にあります介護給付費準備基金が高齢・介護福祉課分となります。

次に、基金の運用状況について御説明いたしますので、348ページをお開きください。

6、介護保険高額介護サービス等資金貸付基金については、令和2年度末の残高は1,200万円となっており、令和2年度中の貸付実績はありませんでした。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑を行います。御質問願います。

○委員（井上勝博）附属書の80ページです。やはり、要介護認定件数、訪問調査件数、審査判定件数が低く、前年度よりも減っておりますが、これはもうずばりコロナの影響だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）平成30年から介護認定の期間が最高24月だったのが36月まで延びるようになりました。なので、認定期間が延びたことによりまして、介護申請の、今回のタイミングというかそれが少なくなってる状況で、コロナに関する影響は特にございません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第１０３号 決算の認定について  
（令和２年度薩摩川内市介護保険事業特別  
会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第１０３号  
決算の認定について（令和２年度薩摩川内市介護  
保険事業特別会計歳入歳出決算）を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） まず、  
歳出について御説明いたしますので、決算書の  
３１３ページをお開きください。

１款保険給付費は、支出済額９９億  
１,３４８万８,７０２円で、居宅や施設における  
介護サービス給付費や高額給付費、介護予防サー  
ビスに係る給付費になります。

なお、不用額が多額となっておりますが、介護  
給付費の伸びを最大で見積もらざるを得ないこと  
による執行残でございます。

次に、３１５ページを御覧ください。

３款２項２目総合相談事業費は、支出済額  
４,７４２万５,３２８円で、主な支出は、市内  
１２か所の在宅介護支援センター総合相談業務委  
託料及び介護予防普及業務委託料が主なものです。

次に、同項３目権利擁護事業費は、支出済額  
２,２２８万８,７０７円で、所管は障害・社会福  
祉課になりますが、支出は社会福祉協議会権利擁  
護センター運営補助金になります。

次に、同項５目任意事業費は、支出済額  
１,７１８万７円で、主な支出は、障害・社会福  
祉課分の成年後見制度利用支援事業補助金のほか、  
本課分として介護給付費適正化業務専門員４名分  
の報酬のほか、高齢者住宅等安心確保事業の生活  
援助員派遣に係る委託料になります。

同項７目包括的支援事業一般管理費は、支出済  
額１億２,４７５万５,３５３円で、主な支出は、  
地域包括支援センター運営事業委託になります。

次に、同項８目在宅医療・介護連携推進事業費  
は、支出済額２,４５１万７,５６９円で、主な支  
出は、川内市医師会、薩摩郡医師会及び薩摩川内  
市歯科医師会に委託しております在宅医療支援セ  
ンター業務委託になります。

次に、同項９目生活支援体制整備事業費は、支  
出済額１,５４８万４,２２１円で、主な支出は、  
地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門  
員１名分の報酬及び、次の３１７ページとなりま  
すけれども、申請のあった地区コミュニティ協議  
会が実施する生活支援に関する地域生活支援事業  
補助金等になります。

同項１０目認知症総合支援事業費は、支出済額  
１,１６９万２,８７６円で、主な支出は、介護予  
防業務専門員２名分及び認知症地域支援業務専門  
員１名分の報酬及び認知症カフェ業務委託等にな  
ります。

次に、３款３項１目介護予防・生活支援サービ  
ス事業費については、支出済額１億３,０１２万  
４,８１５円で、主な支出は、要支援１、２及び  
総合事業対象者に係る訪問・通所型サービスの事  
業費になり、次に、同項２目介護予防ケアマネジ  
メント事業費は、支出済額１,９８１万  
２,４３８円で、主な支出は、先ほど説明しまし  
た介護予防・生活支援サービスに係るケアプラン  
の作成費になります。

次に、同項３目高額介護予防サービス費相当事  
業費は、支出済額５０万７,２９９円で、総合事  
業対象者の医療と介護の自己負担が一定額を超え  
た場合に支給されます。

次に、３款４項１目一般介護予防事業費につい  
ては、支出済額２億６５７万４,４２５円で、主  
な支出は、介護予防地域支援業務専門員２名分の  
報酬及び職員５名分の給与費等のほか、社会福祉  
協議会への地域づくり事業業務委託や介護予防総  
合通所型事業など介護予防事業になります。

次に、３１９ページをお開きください。

同款５項１目審査支払手数料については、支出  
済額８５万８,１６８円で、国保連に支払う総合  
事業対象者分の手数料になります。

次に、４款１項１目介護給付費準備基金積立金  
については、支出済額４７８万７,０００円で、  
基金積立てを行ったものです。

６款１項償還金及び還付加算金については、支  
出済額７,１０２万１６２円で、１目第１号被保  
険者保険料還付金は、第１号被保険者の介護保険  
料の過誤納付に係る還付金で、２目償還金につい  
ては、介護保険給付費確定などに伴う国・県への  
返納金であります。

なお、以上で説明しました歳出執行に当たって50万円以上予算流用で対応しました状況について御説明いたしますので、再度、別冊議会資料の50万円以上の節間流用一覧を御準備いただきだと思います。

本課の介護保険事業特別会計分は、2ページの番号13であります。

介護予防元気度アップ事業のポイント転換業務において、新型コロナウイルス感染予防のため転換利用券を対象者へ郵送する必要があったことから、記載のとおり203万2,000円を予算流用し執行したものであります。

以上が、50万円以上の節間流用の対応状況になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、307ページをお開きください。

1款1項介護保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料になります。令和2年度現年分の保険料徴収率は、年金天引きによる特別徴収については100%でございますが、普通徴収に係る収納率は89.0%で、普通徴収に係る分は前年度と比較し2.5%の増となっております。

4節普通徴収の滞納繰越分については、収納率が14.2%で、前年度と比較し3.1%の増となっております。また、1,068万4,650円を不納欠損処理しております。

次に、3款1項2目督促手数料は、収納率は20.5%、10万500円を同じく不納欠損処理しております。

なお、介護保険料の滞納整理に対する取組としては、電話催告や自宅訪問等により、介護サービス受給時の給付制限や保険給付の一時差止めなど、介護保険の制度を詳しく説明を行いまして、制度理解に努めるとともに、分納誓約による納付履行を図っていくこととしております。

次に、4款国庫支出金については、負担率及び補助率は、1項1目介護給付費負担金と2項1目調整交付金は、法定で居宅25%、施設分が20%、同項4目地域支援事業交付金については、包括的支援事業が38.5%、介護予防日常生活支援総合事業が25%となっています。

また、同項5目保険者機能強化推進交付金は、平成30年度から新設された交付金で、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取組に対し交付さ

れるものです。

同項6目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染等及び7月豪雨の影響により実施した減免措置に対しまして、市町村の介護保険事業の円滑運営を確保するとともに、介護保険財政の安定化を図る目的として、新型コロナウイルス感染等に係る部分が10分の6、7月豪雨に係る部分が10分の2で補助されるものでございます。

なお、減免措置に係る残りのコロナ関係の10分の4と7月豪雨に係る10分の8につきましては、2項1目調整交付金において措置されております。

同項7目介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度から創設されたもので、介護予防、健康づくり等に資する取組の評価に対して交付されるものでございます。

次に、5款支払基金交付金は、1項1目介護給付費交付金と、次の309ページの同項2目地域支援事業支援交付金があり、第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、負担率は介護給付分及び地域支援事業ともに27%になります。

次に、6款県支出金は、1項1目介護給付費負担金と3項1目地域支援事業交付金があり、県の負担分であります。負担率及び補助率は、介護給付費負担金は、居宅12.5%、施設17.5%、地域支援事業交付金については、包括的支援事業19.25%、介護予防日常生活支援総合事業12.5%となっております。

次に、7款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子収入でございます。

次に、9款繰入金は、1項1目一般会計繰入金は、市の法定負担分を一般会計から繰り入れるもので、負担率は1節介護給付分については、居宅及び施設ともに12.5%、4節地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分が12.5%、5節包括的支援事業・任意事業分が19.25%及び7節低所得者保険料軽減分は、軽減に係る国・県・市それぞれの負担分を合計した額を繰り入れております。

次に、10款繰越金は、前年度からの繰越金です。

次に、311ページをお開きください。

12款諸収入は、主なものは、4項3目雑入の備考欄の4行目に記載の地域包括支援システム負担金になります。

次に、321ページを開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額108億3,831万4,000円に対しまして、歳出総額106億1,051万7,000円、歳入歳出差引額は2億2,779万6,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額は1,000円未満切り捨ての2億2,779万6,000円となりますが、国・県等への返納金が1億302万9,765円と予定していることから、実質的には1億2,476万6,947円が令和2年度の財源となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑を行います。御質疑願います。

○委員（井上勝博）一般質問で取り上げて、直接高齢の方からの連絡もあって、その方だけの声ではないということで、これはもうやり取りしてはいますけれども、やはり重い負担になると、せめて当初の保険料半分ぐらいにできればいいなという声があることを御紹介しておきます。

○委員（犬井美香）節間流用の13の介護予防の元気度アップ事業に203万2,000円という支出があるんですけれども、この転換利用券はどのような人が対象者なのか。多分、今回だけ郵送ということなのかもしれないんですけれども、送付したのは何件ぐらいあったかというのを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）この元気度アップカードは、原則65歳以上の方がいろんなサロンとかに参加されたときに押す分と、40歳以上の方はボランティア、社協のボランティアに登録した分であります。

あと、これを郵送した理由が、通常は本人が窓口にいまして、特別会場を設けるんですけど、その中で交換がどうしても1時間とか2時間とかお待ちいただくことになってすごく密になるんです。4月1日から始めると。1日100人、200人いらっしゃるの。それはもうちょっと避けたほうがいいということで、一旦カードをお預かりします。そのカードのポイントに応じた分をコピーと一緒に郵送してました、令和2年度から。そう

しないと密を避けないといけないので、郵送をするということで処理をさせていただきました。通常、年間7,000人以上の方のポイント交換をさせていただいております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本決算の認定に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）これはもう一般質問でも取り上げて、もう御承知のとおりで、年金暮らしの方がこれからずっと先行き不安に思っているしやると、アルバイトをされながらやられてる、生活されてる方々が、年を取るにつれてやはり仕事ができなくなってくる、一方では介護保険料が負担が重いと、せめて半額にしてほしいという声があります。これも、国の制度ではありますがけれども、自治体としても努力をするということをしていただきたいということを要望し、反対の討論いたします。

○委員長（帯田裕達）次に、賛成の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）反対の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。本決算を認定すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（帯田裕達）起立多数であります。よって、本決算は認定すべきものと決定しました。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

△保護課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保護課の審査に

入ります。

△議案第95号 決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）

○委員長（帯田裕達）審査を一時中止しておりました議案第95号を議題とします。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

○市民福祉部長（小柳津賢一）決算附属書の86ページをお願いいたします。

保護課の令和2年度の決算額ですが、16億8,295万1,335円となっております。

主な取組でございますが、1番、生活保護制度では、生活困窮者に対して必要な保護を行うとともに、就労意欲の喚起など経済的自立に向けた支援を実施をいたしております。

なお、保護の状況、保護率等については記載のとおりですので、御覧いただきたいと思えます。

次に、2番、行旅病人等取扱い事務費でございますけれども、こちらは行旅病人及び行旅死亡人取扱いに基づいて、行旅死亡人の対応を行うものでございますけれども、令和2年度は実績がございませんでした。

○委員長（帯田裕達）引き続き、当局の補足説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐）それでは、まず歳出から御説明いたします。

決算書の113ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、保護課分は115ページになります。

備考欄、一つ目の丸印、事項、行旅病人等取扱い事務費、執行額ゼロ円でございますが、これは行旅死亡人に係る葬儀委託料及び行旅病人に係る医療費等を計上していましたが、令和2年度にこれらの事案が発生しなかったため執行がなかったものです。未執行額は100万4,000円であります。

次に、131ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費の支出済額は3億5,413万3,325円あります。

備考欄で主なものを御説明いたします。

事項、生活保護管理運営費は、嘱託医二人分及び生活保護高齢者世帯等支援員二人分の報酬、保

護課職員17人分の給与費、生活保護システム保守業務委託ほか1件委託、令和元年度生活保護費等国庫負担金の実績確定による差額分の国庫支出金等精算返納金などが主なものであります。

次に、事項、生活保護適正実施推進事業費では、生活保護の適正な運営を確保するために、生活保護面接相談員など6人分の報酬及び社会保険料、医療扶助レセプト管理クラウドシステムサービス業務委託などが主なものであります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費の主なものは、被保護者の就労を支援し、自立を助長するための就労支援員一人分の会計年度任用職員（月額）の報酬及び社会保険料などであります。主要施策の成果にありますが、これにより就労を開始して収入が安定した12世帯が自立し、保護廃止となっております。

次に、3款4項2目扶助費の支出済額は、13億2,881万8,010円あります。

133ページの備考欄を御覧ください。

生活扶助以下11種の扶助費を支出しておりますが、御覧のとおり支出状況として医療扶助費が突出しており、次いで生活扶助費、住宅扶助費が多額を占めております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

決算書の29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金4節生活保護費負担金、収入済額11億9,145万6,977円は、被保護者就労支援事業に要した費用の4分の3を被保護者就労支援事業費負担金として、次の生活保護費負担金（過年度分）は、令和元年度的生活保護費国庫負担金の確定に伴い、扶助費のうち介護扶助が精算不足であったことから、国庫負担金の追加交付分を令和2年度に受け入れたものであります。

次の被保護者健康管理支援事業費負担金は、令和3年1月から被保護者健康管理支援事業が必須事業になったため、支出した費用の4分の3を国から受け入れたものです。

次の生活保護費負担金は、生活保護費として支出した費用の4分の3を国から受け入れたものであります。

次に、31ページをお開きください。

最下段、15款2項2目民生費補助金、保護課分は33ページの中ほど、4節生活保護費補助金

になります。備考欄、生活保護適正実施推進事業費補助金の収入済額1,129万3,000円は、生活保護面接相談員など6人分の会計年度任用職員（月額）の雇用に要する経費について補助金を受け入れたものであります。

次に、37ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金4節生活保護費負担金、備考欄は39ページの上段になります。収入済額3,693万5,829円は、居住地や帰来場所がないもの、例えば長期入院等により住宅を失った被保護者分について、市が支弁した保護費、保護施設事務費等の4分の1に相当する分について県負担金を受け入れたものであります。

次に、61ページをお開きください。

21款5項4目雑入1節雑入の保護課分は、65ページをお開きください。備考欄下から二つ目の米印、生活保護返納金であります。生活保護返納金（滞納分）は、過年度分の保護費返還金で、その下、生活保護返納金は現年度分の保護費返納金、その下の生活保護徴収金は現年度分の生活保護法第78条に規定する生活保護費の不正受給と判断した分の徴収金であります。

不納欠損は、3件の98万107円であります。いずれも被保護者死亡により徴収不能となり、5年の時効を経過したものであります。

収入未済額は、123件、2,327万7,788円であります。これらは、保護費返還金であります。徴収については組織的に取り組んでいるところではありますが、生活困窮者であり返還に当たり余裕のない生活費から徴収することから厳しい状況であります。今後も鋭意徴収努力を続けていく考えです。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑を行います。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

**○委員長（帯田裕達）** 次は、子育て支援課の審査に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求めます。

**○市民福祉部長（小柳津賢一）** 決算附属書の87ページをお願いいたします。

令和2年度の子育て支援課の決算額でございますが、78億8,348万2,092円でございます。

主な取組ですが、1番、子育てと仕事が両立できる環境づくりといたしまして、延長保育や一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、育児リフレッシュ事業等を行っております。また、児童福祉施設整備事業により認定こども園の整備を実施をしたほか、新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育施設等への助成を行っております。

89ページをお願いいたします。

一番上、2、生活を支える子育て支援の充実では、児童手当や児童扶養手当を支給したほか、新型コロナウイルス感染症による影響を緩和する子育て支援対策として、臨時特別給付金の支給をそれぞれ行っております。

90ページをお願いいたします。

3、児童クラブの拡充では、放課後児童クラブへの各種助成を行っております。

91ページをお願いいたします。

4、特定教育施設地域型保育事業の運営では、市内の認定こども園、保育所、地域型保育事業所、僻地保育所等において乳幼児の保育を行っております。

なお、保育施設の入所調整作業の迅速化等を図るため、保育施設A I入所調整システムを導入をいたしております。

92ページをお願いいたします。

中段、5、ひとり親家庭等の生活の安定と向上では、ひとり親家庭等への医療費助成や母子家庭等の自立促進のための能力開発、資格取得への支援を行っております。

6、子どもの健康と福祉の充実では、高校修了年齢までの子どもの医療費の全額助成を行っております。

**○委員長（帯田裕達）** 引き続き、当局の補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（遠矢一星）** それでは、まず歳出について御説明いたしますので、決算書の123ページをお開きください。

下のほうになりますけれども、3款3項1目児

童福祉総務費のうち、本課分は、令和元年度から繰り越した新型コロナ感染拡大防止対策事業経費4,550万円を含め、支出済額5億5,191万2,255円で、主なものは右側備考欄を御覧ください。

まず、事項、児童福祉管理運営費では、行政事務専門員、次の125ページをお開きいただき、ファミリーサポートセンター業務専門員及び職員13人分の人件費、また地域子育て支援センターや病児保育事業等の委託料、また一時預かりや障害児保育事業、新型コロナ感染拡大防止等の各種補助金になります。

次に、事項、児童福祉施設整備費では、127ページをお開きいただき、水引保育園の老朽化に伴う建替え工事に係る令和2年度分の補助金で、建替え後は認定こども園として本年11月に移行予定です。

次の事項、女性・家庭児童相談費は、障害・社会福祉課所管です。

次の事項、利用者支援事業費では、保護者等が教育・保育施設等を円滑に利用できるようサポートするもので、利用者支援事業業務専門員二人を配置しております。

次の事項、保育対策総合支援事業費は、保育所等におけるICT化等への取組に係る業務効率化推進事業補助金と保育士の負担軽減を図るため保育士資格を有しない者を配置した保育所等への保育体制強化事業補助金が主なものです。

次に、2目児童措置費は、支出済額17億6,544万4,565円で、児童手当及び令和2年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金に係る人件費や事業費になります。

次に、3目児童館費は、支出済額3億2,050万6,000円で、40か所の放課後児童クラブへの運営補助金等、8種類156件の補助金になりますが、令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため学校が休業となった昨年4月22日から5月8日までの間の臨時開設に係る運営費補助金も含まれております。

次に、4目保育園費は、支出済額42億1,578万8,773円で、主な内容は、129ページをお開きいただき、行政事務専門員や下駄保育所の保育士業務専門員に係る人件費、総務省の情報通信技術活用事業費補助金を活用

した保育施設A I入所調整システム導入委託や里保育園の指定管理委託料、里保育園の保育室拡充のための里生活支援ハウス改修工事や扶助費として、保育園、認定こども園等の運営費並びに幼稚園等の預かり保育等に係る助成として施設等利用給付費になります。

なお、国庫支出金等精算返納金は、令和元年度子どものための教育・保育給付費の確定に基づくもののほか、後ほど歳入の際に御説明しますが、平成29年度及び平成30年度の2か年間、1施設において給付費の過払いを確認したため、その精算に係る国庫負担金の返納分も含まれております。

次に、5目母子福祉費のうち、本課分は、支出済額7億1,469万3,461円で、主な内容は、事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等医療費助成及び母子家庭等自立支援給付費の扶助費等であり、事項、児童扶養手当福祉費は、次の131ページをお開きいただき、新型コロナ関連の特別給付金に係るシステム改修委託や児童扶養手当及び特別給付金に係る扶助費になります。

次に、135ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生費のうち、本課分は、備考欄の一番上のほうになりますけれども、子ども医療費助成費で、支出済額3億1,513万7,038円で、医療費助成の扶助費になります。

次に、別冊50万円以上の節間流用一覧を御準備いただきたいと思います。

本課分は、7番から9番までの3件で、まず7番は、各保育所等へ補助金を交付する新型コロナ感染拡大防止対策事業において、公立である里及び下駄保育園の2施設分については、本来、市が直接必要な備品等を購入するため備品購入費に計上しなければならなかったものを、誤って私立の保育所等と同様に補助金に計上してしまっていたことによるもので、8番については、保育対策総合支援事業費の国庫支出金等精算返納金に不足が生じたもの、9番については、ひとり親世帯臨時特別給付金の年度内2回目の再支給が実施されることに伴い、システムの一部改修が必要になったことから、それぞれ流用により対応させていただいたものになります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、決算書の15ページをお開きください。

まず、13款2項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金は、備考欄に記載の保育所等の保護者負担金が主なものです。

なお、不納欠損51万5,000円は保育料滞納分で、平成17年度から平成26年度までの間の5人分、消滅時効により処理したもので、収入未済は保育料及び子育て支援短期利用負担金の現年度分及び過年度分で合計648万604円となっておりますが、対前年度比較では約180万円減少しているところです。

次に、27ページをお開きください。

14款2項2目民生手数料1節民生手数料で、本課分は、備考欄に記載の児童手当受給証明手数料と工事施工証明手数料になります。

次の2節督促手数料は、保育料の督促手数料で、不納欠損は平成17年度から平成26年度までの4人分で、収入未済が3万9,400円となっております。

次に、29ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち、本課分は、備考欄に記載の過年度分を含む児童手当、児童扶養手当、保育所運営費等に係る子どものための教育・保育給付費負担金等6件になります。

次に、33ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金の主なものは、保育所等整備交付金、ひとり親世帯への臨時特別給付金に係る母子家庭等対策総合支援事業費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金に係る補助金及び放課後児童クラブや延長保育等に係る子ども・子育て支援交付金等9件で、令和元年度から繰り越した保育所等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止事業に係る補助金も含まれております。

次に、37ページをお開きください。

下のほうになりますけれども、16款1項1目民生費負担金3節児童福祉費負担金のうち、本課分は、備考欄に記載の児童手当及び保育所運営等に係る教育・保育給付費負担金等3件になります。

次に、41ページをお開きください。

上のほうになりますが、16款2項2目民生費補助金3節児童福祉費補助金のうち、本課分は、備考欄の保育所等に対する新型コロナウイルス感染拡大防止に係る感染症緊急包括支援補助金、里保育所の

居室拡張工事に係る特定離島、認定こども園運営費の一部補助に係る子どものための教育・保育給付費地方単独補助金や放課後児童クラブなど地域子育て支援13事業に係る地域子ども・子育て支援事業費補助金等8件になります。

次に、16款2項3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金のうち、本課分は、備考欄の下のほうに記載の乳幼児医療補助金になります。

次に、49ページをお開きください。

上のほうになりますけれども、16款3項2目民生費委託金2節児童福祉費委託金は、地域児童福祉事業等調査委託に係るもので、保育所等に依頼した統計調査に対する謝金的なものになります。

次に51ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入のうち、本課分は、備考欄の中段辺りに記載の市有地を活用して運営している認定こども園川内すわこども園セカンドへの土地賃地料と電話柱設置に係る賃地料になります。

次に、67ページをお開きください。

21款5項4目雑入のうち、本課分は、備考欄の上段辺りに記載の児童手当や児童扶養手当の返納金等6件になりますが、保育所運営費返納金（過年度分）の1,084万9,750円は、歳出、保育園費の国庫支出金等精算返納金で少し触れましたが、一つの認定こども園の運営費で、平成29年度と平成30年度において保育単価の加算認定に誤りがあったため、2年分の差額を返納頂き、国県相当分については国庫支出金等精算返納金として返納したところです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第95号決算の認定について（令和2年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算）のうち、本委員会付託分の質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

採決いたします。本決算を認定すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。  
よって、本決算は認定すべきものと決定しました。  
以上で、子育て支援課の審査を終わります。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達） 以上で、日程の全てを  
終わりましたが、委員会報告書の取りまとめにつ  
いては委員長に一任いただくことに御異議ござい  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達） 次に、閉会中の委員派  
遣についてお諮りします。

現在のところ現地視察は予定しておりませんが、  
今後必要となった場合は、その手続を委員長に一  
任いただきたいと思います。そのように取り扱  
うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（帯田裕達） 以上で、生活福祉委員  
会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帯田 裕 達